

4. 新規性(特許法第29条第1項)に関する事例集

新規性の有無の判断に関連する運用をより明確化するために、具体的な事例に基づいて、その判断、出願人の対応等について説明する。

(留意事項)

本事例集は、新規性の有無の判断に関する運用を説明する目的で作成したものである。そのため、事例における特許請求の範囲等の記載は、新規性の有無の判断についての説明を容易にするため、簡略化する等の修正が加えられている点に留意されたい。

事例一覧

(一覧中、「○」は新規性を有することを意味する。「×」は、新規性を有しないことを意味する。)

事例 番号	発明の名称	備考	判断
事例1	レンズ		○
事例2	環状シール構造		○
事例3	プロジェクタ及びプロジェクションシステム	機能、特性等	○/×
事例4	偏光板	機能、特性等(一応の合理的な疑い)	×
事例5	ズームレンズ	機能、特性等(一応の合理的な疑い)	×
事例6	変形度測定器	機能、特性等(一応の合理的な疑い)	×
事例7	シール材	機能、特性等(一応の合理的な疑い)	○
事例8	セラミックヒータ	機能、特性等(一応の合理的な疑い)	×
事例9	塩化ビニル系樹脂粒子	機能、特性等(一応の合理的な疑い)	×
事例10	二軸配向ポリエステルフィルム	機能、特性等(一応の合理的な疑い)	×
事例11	積層フィルム	機能、特性等(一応の合理的な疑い)	×
事例12	プラスチック配合用シリカ微粒子	機能、特性等(一応の合理的な疑い)	×
事例13	タイヤ用ゴム組成物	機能、特性等(一応の合理的な疑い)	×
事例14	エチレン-プロピレン共重合体	機能、特性等(一応の合理的な疑い)	×
事例15	磁気記録媒体用ポリエステルフィルム	機能、特性等(一応の合理的な疑い)	×
事例16	ポリエチレン-2,6-ナフタレートフィルム	機能、特性等 (一応の合理的な疑い)	×
事例17	シイタケ栽培方法及びシイタケ栽培容器	用途限定	○/×

附属書A 新規性に関する事例集

事例18	アスベスト除去工事用床面養生材	用途限定	×
事例19	位置合わせ用の基準パターン	用途限定	×
事例20	壁面反射用スピーカ	用途限定	○/×
事例21	インクカートリッジ	サブコンビネーション	○/×
事例22	トナーカートリッジ	サブコンビネーション	×
事例23	ナビゲーションシステム、携帯通信端末及びサーバ	サブコンビネーション	○/×
事例24	薬液容器	サブコンビネーション	○
事例25	位置情報管理サーバ	サブコンビネーション	×
事例26	コンテンツ配信システム	サブコンビネーション	○/×
事例27	ネットワークシステム	サブコンビネーション	○/×
事例28	監視システム	サブコンビネーション	○/×
事例29-1	測定方法、製造方法及びガラス	製造方法によって生産物を特定しようとする記載 (一応の合理的な疑い)	○/×
事例29-2	二重構造パネル	製造方法によって生産物を特定しようとする記載	○
事例30	歯周病予防用食品組成物	食品の用途発明	○/×
事例31	血圧降下用食品	食品の用途発明	○
事例32	骨強化用クロレラ・ブルガリス	食品の用途発明	×
事例33	血流改善用食品組成物	食品の用途発明	×
事例34	塩味増強剤	食品の用途発明	○
事例35	ロボット装置	サブコンビネーション(IoT関連技術)	○/×
事例36	水処理装置	サブコンビネーション(IoT関連技術)	○
事例37	健康管理システム、端末装置	サブコンビネーション(IoT関連技術)	○/×
事例38	ドローン見守りシステム、ドローン装置	サブコンビネーション(IoT関連技術)	○/×

〔事例 1〕 (新規性があるもの)

本願明細書等	引用文献
発明の名称 レンズ	発明の名称 無反射レンズ
特許請求の範囲 【請求項 1】 5μm~6μm の厚さに形成された物質 A 層と、1μm~2μm の厚さに均一に形成された物質 B 中間層と、ガラス基板とを備えるレンズ。 発明の詳細な説明の抜粋 反射を抑制するために物質 A 層とガラス基板の間に物質 B を中間層として設けることが従来から提案されているが、物質 B 中間層の厚さが 5μm 以下になるとその厚さを測定できなかったため、薄い中間層を均一に形成することは困難であった。 …本発明者らは、C 干渉計を用いることにより、中間層が薄くても測定できることを見いだした。また、測定したところ、1μm~2μm の厚さに均一に中間層を形成すると、最も反射が抑制されることが分かった。以下、C 干渉計の詳細を説明する。…	発明の詳細な説明の抜粋 …物質 A 層で 5μm コーティングされた無反射レンズが知られている。しかし、波長が長い反射光を完全に抑制できていない。 そこで、厚さ 7μm 以下の物質 B 中間層を均一に設けることにより、広範囲の波長にわたって反射を抑制することに成功した。 なお、最適な中間層の厚さは、測定により見いだせば良いのはいうまでもないが、例えば 1μm 程度でもよい。

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

〔説明〕

引用文献には、物質 B 中間層を 7 μ m 以下に均一に設けること、及び、一例として 1 μ m 程度であってもよいことは記載されている。

しかしながら、引用文献には、物質 B 中間層をどのように 1 μ m に均一に設けるのかについて記載されていない。また、5 μ m 以下の物質 B 中間層の厚さは測定できないという出願時の技術常識に照らせば、1 μ m~2 μ m の範囲内に厚さを制御して物質 B 中間層を設けることは困難である。

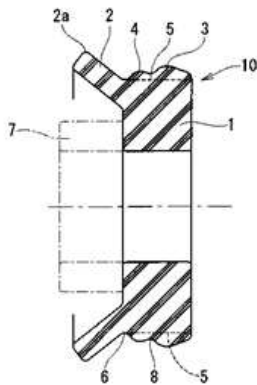
したがって、当業者が引用文献の記載及び本願出願時の技術常識に基づいて、請求項に係るレンズを作ることができるとはいえないから、引用文献に記載されたもののうち、中間層が $5\mu\text{m}$ 以下のものを「引用発明」とすることはできず、請求項1に係る発明は新規性を有する。

〔事例 2〕 （新規性があるもの）

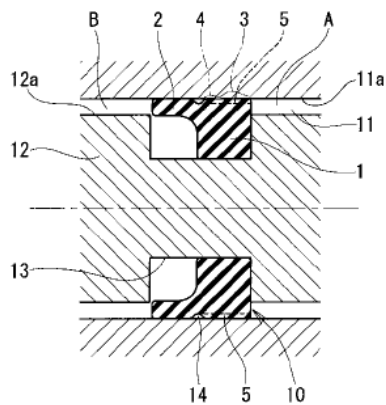
本願明細書等	引用文献
発明の名称 環状シール構造	発明の名称 …
特許請求の範囲 【請求項 1】 外周面に環状シール部材を具備する軸(12)と軸(12)が挿入される軸穴とからなるシール構造において、 上記環状シール部材が基部(1)と、環状リップ(2)と、前記基部(1)のシール相手面と向き合う面に径方向に突出させて設けて前記シール相手面に締代をもって接触させる第1の凸部(3)とを具備することを特徴とするシール構造。	
発明の詳細な説明の抜粋 …第1の凸部3は、基部1の、シール相手面と向き合う面(図のそれは基部1の外周面)に径方向に突出させて設けている。この第1の凸部3の自由状態での外径は軸穴の穴径よりも大きい。その設定により、穴径をオーバーした領域を締代として働かせて基部1を径方向に圧縮し、その基部の内周面を軸の外周に緊迫力を持って押し付けて軸の外周のシールを行う。 …第1の凸部3が締代を有するため、基部1が径方向に圧縮され、その基部の内径側が軸12の外周に緊迫力をもって押し付けられて軸12の外周面12aとの間の界面が液漏れのないようにシールされる。	発明の詳細な説明の抜粋 …メインリップ5は前方に行くに従い半径方向外方に開くように延びており、その先端外径はシリンダ内径より大きく形成され、装着時の圧縮代dを有している。一方副リップ8の外径はシリンダ内径と殆ど同じに形成されている。 …副リップ8の外周端はわずかに接触するぐらいである。

図面

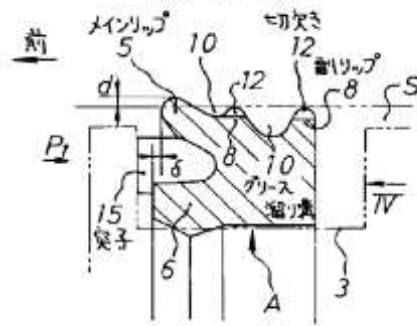
【図 1】



【図 2】



第 1 図



【結論】

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

【説明】

請求項 1 に係る発明の「第 1 の凸部」のシール相手面に対する接触は締代としての機能を有するものであるから、「第 1 の凸部」の自由状態での外径は軸穴の穴径よりも大きいことが把握される。一方、引用文献に記載された発明の「副リップ」はわずかにシリンダに接触する程度であるから、「副リップ」の自由状態での外径はシリンダの内径よりも大きくないことが把握される。すると、引用文献に記載された発明の「副リップ」は、本願の「第 1 の凸部」に相当しない。

したがって、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有する。

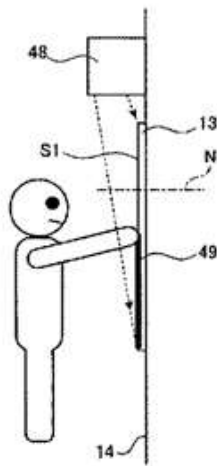
〔事例 3〕 機能、特性等（新規性がないもの／あるもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 プロジェクタ及びプロジェクションシステム	発明の名称 プロジェクタ
特許請求の範囲 【請求項 1】 画像信号に応じた光を被照射面へ投写するプロジェクタであって、 前記被照射面へ入射させる光を、前記被照射面に沿う方向へ進行させ、 当該プロジェクタから投写した画像と、他のプロジェクタから投写した画像とを前記被照射面において重畳させることが可能なことを特徴とするプロジェクタ。 【請求項 2】 画像信号に応じた光を被照射面へ投写する第 1 プロジェクタ及び第 2 プロジェクタを有するプロジェクションシステムであって、 前記第 1 プロジェクタ及び前記第 2 プロジェクタは、前記被照射面へ入射させる光を、前記被照射面に沿う方向へ進行させ、 前記第 1 プロジェクタから投写した画像と、前記第 2 プロジェクタから投写した画像とを前記被照射面において重畳させることを特徴とするプロジェクションシステム。	
発明の詳細な説明の抜粋 図 1 に示されるように、従来のプロジェクタ 48 は、被照射面 S1 の鉛直上側から近接投写を行う。しかし、手や指し棒等の物体が被照射面 S1 に接触することによりプロジェクタ 48 からの光が遮られると、被照射面 S1 のうち物体より下側に物体の影 49 ができるという課題があった。 図 2 に示されるように、本願発明におけ	発明の詳細な説明の抜粋 図 1 に示されるように、プロジェクタ 48 は、被照射面 S1 の鉛直上側から近接投写を行う。手や指し棒等の物体が被照射面 S1 に接触することによりプロジェクタ 48 からの光が遮られると、被照射面 S1 のうち物体より下側に物体の影 49 ができる。

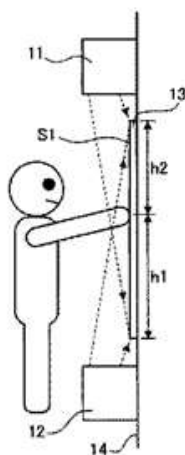
るプロジェクションシステムは、第1プロジェクタ11及び第2プロジェクタ12により構成されている。被照射面S1に物体が接触すると、第1プロジェクタ11からの光は、物体の位置より鉛直下側の所定の領域h1へは到達しないことになるが、かかる領域h1には第2プロジェクタ12からの光が入射されているので、領域h1は影にならない。

図面

【図1】

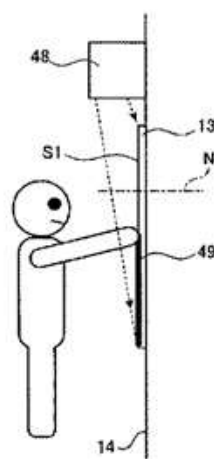


【図2】



図面

【図1】



[結論]

請求項1に係る発明は、新規性を有しない。

請求項2に係る発明は、新規性を有する。

[説明]

・請求項1について

請求項1には、「当該プロジェクタから投写した画像と、他のプロジェクタから投写した画像とを前記被照射面において重畳させることが可能」という、プロジェクタの機能を用いてそのプロジェクタを特定しようとする記載がある。

この記載は、そのような機能を有するすべてのプロジェクタ(例えば、フロントプロジェクタ)を意味していると解釈される。

ここで、引用文献に記載された「プロジェクタ48」はフロントプロジェクタであり、「当該プロジェクタから投写した画像と、他のプロジェクタから投写した画像とを前記被照射面において重畳させることが可能」という機能を有している。

したがって、請求項1に係る発明と引用文献に記載された発明との間に相違点はな

く、請求項 1 に係る発明は新規性を有しない。

・請求項2について

請求項 2 に係る発明は、「第 1 プロジェクタ」及び「第 2 プロジェクタ」を有しているが、引用文献に記載された発明は、1 つのプロジェクタしか有していない。

したがって、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項 2 に係る発明は新規性を有する。

[出願人の対応]

請求項1を削除することで、少なくとも新規性欠如の拒絶理由は解消する。

また、請求項に係る発明を方法の発明として、2 つのプロジェクタから投写した画像を重畳させることにより画像を投写する方法、のように補正することによっても新規性欠如の拒絶理由は解消する。

〔事例 4〕 機能、特性等（一応の合理的な疑い）（新規性がないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 偏光板	発明の名称 接着層を有する偏光板
特許請求の範囲 【請求項 1】 ポリビニルアルコール系偏光フィルムとセルロース系保護層からなる積層体の少なくとも一方の外側に、20~500ppm の溶剤を含有したアクリル系樹脂粘着剤層を設けたことを特徴とする粘着剤層を有する偏光板。	
発明の詳細な説明の抜粋 ……本発明の粘着剤層を有する偏光板は、主としてポリビニルアルコール系偏光フィルムと保護層からなる積層体の少なくとも一方の外側に、粘着剤層及び離型フィルムを付加することにより得られる。……アクリル系樹脂粘着剤層の溶剤含有量を 20~500ppm の範囲にコントロールした粘着剤層を設けているため、粘着剤層の発泡や剥離を起こさないといった耐久性に優れるばかりでなく、高温、高湿環境下で長時間放置してもその光学特性が低下しない。……	発明の詳細な説明の抜粋 ……【実施例】重合反応容器に、下記組成物を仕込み、窒素置換しながら 60℃ に昇温後、5 時間重合させた。組成物：ブチルアクリレート 890g、2-ヒドロキシエチルメタクリレート 10g、ベンジルメタクリレート 100g、酢酸エチル 3000g。重合終了後、固形分が 15%になる様にトルエンを加え、ガラスフィルターにて濾過し、粘着剤を得た。この粘着剤 100g をポリエステルフィルムからなる離型フィルム上に塗布し、残留溶剤が 100ppm となるように乾燥して、感圧性接着フィルムを作った。上記で用意した感圧性接着フィルムの接着剤層側を、厚さ 25μm のポリビニルアルコール偏光フィルムの両面を厚さ 80μm の三酢酸セルロースフィルムで被覆してなる偏光板の一面に積層し、60℃で 2 分間乾燥させて、接着層付きの偏光板を用意した。……

〔結論〕

請求項1に係る発明は、新規性を有しない。（一応の合理的な疑いが成り立つ。）

〔説明〕

請求項 1 に係る発明は、「20~500ppm の溶剤を含有したアクリル系樹脂粘着剤層」という機能・特性等により表現された発明特定事項を含んでいる。引用文献の偏光板は、残留溶剤が 100ppm の粘着剤を離型フィルム上に備える感圧性接着フィルムを、偏光板の一面に積層し、60℃で 2 分間乾燥してなるものである。ここで、前記粘着剤の含有する溶剤成分である酢酸エチルとトルエンは、それぞれ沸点が約 77℃と約 110℃であることが知られているから、60℃で 2 分間加熱した後の粘着剤においても、100ppm の残留溶剤が 20ppm 未満まで揮発するとは認められず、残留溶剤は 20~500ppm の範囲内にある蓋然性が高い。

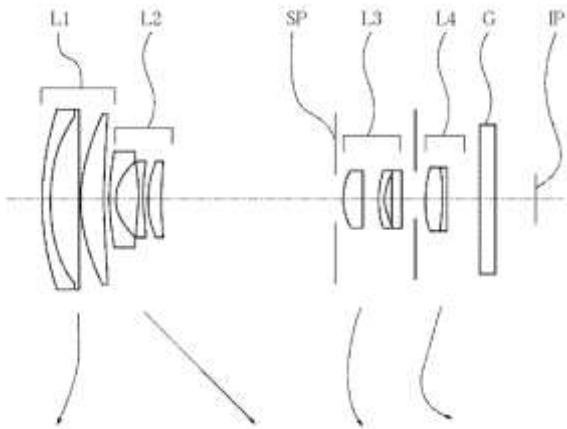
したがって、請求項 1 に係る発明の偏光板は、引用文献に記載された偏光板と同一であるとの一応の合理的な疑いが成り立つ。

〔事例 5〕 機能、特性等（一応の合理的な疑い）（新規性がないもの／あるもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 ズームレンズ	発明の名称 ズームレンズ
特許請求の範囲 【請求項 1】 物体側より像側へ順に、正の屈折力の第 1 レンズ群、負の屈折力の第 2 レンズ群、開口絞り、正の屈折力を有する第 3 レンズ群、正の屈折力を有する第 4 レンズ群から構成され、 広角端から望遠端へのズーミングに際して、隣接する各レンズ群同士の間隔が変化するズームレンズにおいて、 前記第 1 レンズ群は、1 枚の負レンズを有し、前記負レンズの d 線、g 線、F 線の屈折率をそれぞれ、nd、ng、nF、前記負レンズを構成する材料の d 線のアッベ数を vd とし、部分分散比を $\theta gF = (nd \cdot ng) / (ng \cdot nF)$ と定義したとき、 以下の条件式 (1) ないし (3) を満足することを特徴とするズームレンズ。 $nd > 1.80 \cdots (1)$ $vd < 35.0 \cdots (2)$ $\theta gF < -0.0027vd + 0.679 \cdots (3)$ 【請求項 2】 さらに、以下の条件式 (1a) ないし (3a) を満足することを特徴とする請求項 1 に記載のズームレンズ。 $nd > 1.85 \cdots (1a)$ $vd < 30.0 \cdots (2a)$ $\theta gF < -0.0027vd + 0.675 \cdots (3a)$ 発明の詳細な説明の抜粋 ... 実施例の条件式対応値	発明の詳細な説明の抜粋 ... 実施例 1 のズームレンズは、図 1 に記載のように、物体側から像側へ順に、正の屈折力の第 1 レンズ群 L1、負の屈折力の第 2 レンズ群 L2、正の屈折力の第 3 レンズ群 L3、正の屈折力の第 4 レンズ群 L4 から構成され、開口絞り SP は、第 3 レンズ群 L3 の前方に位置している。 また、広角端から望遠端への変倍に際して、第 1 レンズ群 L1 と第 3 レンズ群 L3 は光軸方向に不動であり、第 2 レンズ群 L2、第 4 レンズ群 L4 を矢印のように像面側へ移動させている。 また、第 1 レンズ群 L1 は、物体側から像側へ順に、負レンズ G11、正レンズ G12、正レンズ G13、正レンズ G14 で構成している。 ... 実施例 1 f(焦点距離)7.83~70.01 ... r:曲率半径 d:面間隔、 nd:d 線における屈折率、 vd:d 線におけるアッベ数

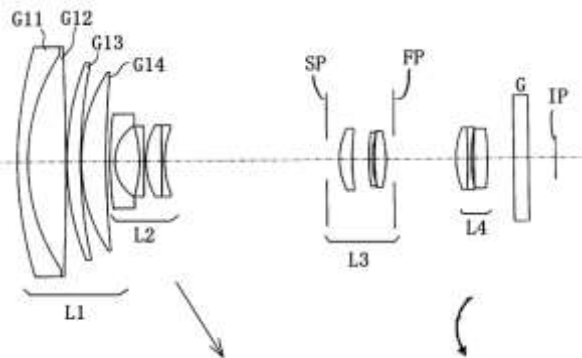
	実施例 1	実施例 2
(1),(1a)	2.0033	1.8061
(2),(2a)	28.3	33.3
(3),(3a) の 左辺	0.598	0.588
(3)の右辺	0.603	0.589
(3a)の右辺	0.599	0.585

図面



面番号	r	d	nd	ν d	
1	86.825	2.20	1.806100	33.3	G11
2	42.152	8.20	1.496999	81.5	G12
3	-553.228	0.20			
4	58.170	2.90	1.487490	70.2	G13
5	104.170	0.20			
6	35.956	5.20	1.496999	81.5	G14
7	215.663	可変			

図面



なお、A 社製の光学ガラスカタログには、型番 N-11 の光学ガラスの特性として、 $nd = 1.806100$ 、 $\nu d = 33.3$ 、 $\theta_g F = 0.5883$ と記載されている。

[結論]

請求項 1 に係る発明は、新規性を有しない。(一応の合理的な疑いが成り立つ。)

請求項 2 に係る発明は、新規性を有する。

[説明]

・請求項 1 について

引用文献には、第 1 レンズ群に条件式 (1) 及び (2) を満足する負レンズが存在するが、当該負レンズの部分分散比 $\theta_g F$ の値が記載されていないので、引用文献の当該負レンズは、条件式 (3) を満足するかどうか一見不明である。

しかしながら、ズームレンズ等のレンズ系を構成するレンズに用いられる光学材料(光学ガラス、光学樹脂材料等)は、材料の屈折率とアッベ数の組み合わせから、使用

している光学材料を推定できる。

そして、引用文献の前記負レンズの材料は、屈折率の値とアッペ数の値から、型番 N-11 (A 社製) の光学ガラスを使用している蓋然性が高く、A 社製の光学ガラスカタログから、型番 N-11 の光学ガラスの部分分差比 $\theta_g F$ は、0.5883 である。

そうすると、引用文献の当該負レンズの条件式 (3) の右辺の値は 0.58909 であり、引用文献の当該負レンズは、条件式 (3) を満足する蓋然性が高いから、請求項 1 に係る発明のズームレンズは、引用文献に記載されたズームレンズと同一であるとの合理的な疑いが成立する。

・請求項 2 について

引用文献に記載のズームレンズは、請求項 2 に係る発明についての条件式(1a)、(2a)をいずれも満足していない。

したがって、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項 2 に係る発明は新規性を有する。

[出願人の対応]

引用文献に記載のズームレンズは、請求項2に記載の条件式(1a)、(2a)のいずれの条件式も満足しておらず、また、条件式(3a)を満足する蓋然性が低いので、請求項1に係る発明に、条件式(1a)ないし(3a)のいずれかの条件式を満足することを特定すれば、少なくとも新規性欠如の拒絶理由を回避することができる。

また、請求項1を削除すれば、その拒絶理由を回避することができる。

〔事例 6〕 機能、特性等(一応の合理的な疑い) (新規性がないもの)

本願明細書等	引用文献
発明の名称 変形度測定器	発明の名称 伸縮計
特許請求の範囲 【請求項 1】 金属と、前記金属に所定の電圧を印加する手段と、前記金属に流れる電流を検出する手段と、前記金属に印加された前記電圧と、前記金属に流れる前記電流に基づき、前記金属の変形度を演算する手段とを備える変形度測定器。	
発明の詳細な説明の抜粋 金属が変形すると断面積が変化するため、印加される電圧と、それにより金属に流れる電流の関係が変化するから、その関係をコンピュータにより調べることで、当該金属の変形度を知ることができる。	発明の詳細な説明の抜粋 鉄の抵抗は伸縮により変化するため、抵抗計によりその伸縮を測定することができる。 例えば、テストの針の目盛に伸縮度合いを示す目盛を追加すれば、テストのスイッチを抵抗測定モードに切り換えて測定することにより、テストを伸縮計として利用することができる。 なお、アナログテストではなくデジタル方式で抵抗を測定し、抵抗測定結果に基づき伸縮度表示を直接デジタル表示するようにしてもよい。

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、新規性を有しない。(一応の合理的な疑いが成り立つ。)

〔説明〕

電気抵抗は、(電圧／電流)により定められる物理量であるから、引用文献に記載された抵抗測定結果は、電圧と電流の関係を示している。

また、引用文献には、デジタル方式で測定された結果から直接伸縮度表示を行うことが記載されており、デジタル方式の測定器に演算回路が用いられることは技術常識であるから、引用文献に記載されたデジタル方式のものは、測定結果から伸縮度を演算する手段を備えているという合理的な推定が可能である。

したがって、請求項 1 に係る発明の変形度測定器は、引用文献に記載された伸縮計と同一であるとの一応の合理的な疑いが成り立つ。

〔事例 7〕 機能、特性等(一応の合理的な疑い) (新規性があるもの)

本願明細書等	引用文献
発明の名称 シール材 特許請求の範囲 【請求項 1】 フッ素ゴム及びカーボンブラックを含むフッ素ゴム組成物を架橋して得られる架橋フッ素ゴム層を有し、架橋フッ素ゴム層が、動的粘弾性試験(測定温度:170℃、引張歪み:1%、初期加重:160cN、周波数:10Hz)において、損失弾性率 E'' が、700kPa 以上 7000kPa 以下であるシール材。 発明の詳細な説明の抜粋 …本発明のシール材は、α 工程、β 工程、γ 工程及び δ 工程からなる製造工程により製造される。当該製造工程において、δ 工程を設けていることにより、損失弾性率 E'' が上記範囲のシール材を製造することができる。 (発明の詳細な説明には、α 工程~δ 工程からなる製造工程で製造したシール材であって、損失弾性率 E'' が上記範囲である複数の実施例と、α 工程~γ 工程からなる製造工程で製造したシール材であって、損失弾性率 E'' が上記範囲に入らない複数の比較例が記載されている。)	発明の名称 シール用ゴム組成物及びシール材 発明の詳細な説明の抜粋 … フッ素ゴム 100 重量部と、10~80 重量部のカーボンブラックと、0.1~10 重量部の架橋剤とを有する、シール用ゴム組成物及びこのシールゴム組成物の層を有するシール材。 …上記シール材は、α 工程、β 工程及び γ 工程からなる製造工程により製造される。

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。(一応の合理的な疑いが成り立たない。)

〔説明〕

本願発明と引用文献に記載された発明とは、フッ素ゴム及びカーボンブラックを含むフッ素ゴム組成物を架橋して得られる架橋フッ素ゴム層を有するシール材の点で

一致している。

本願発明では、架橋フッ素ゴム層の特性については、動的粘弾性試験(測定温度:170℃、引張歪み:1%、初期加重:160cN、周波数:10Hz)において、損失弾性率 E'' が、700kPa 以上 7000kPa 以下とされている。

さらに、本願の発明の詳細な説明では、本願発明のシール材が α 工程~ δ 工程からなる製造工程により製造されることが記載されるとともに、当該製造工程において δ 工程を設けていることにより損失弾性率 E'' が上記範囲のシール材を製造することができるが、複数の実施例及び比較例を挙げながら記載されている。

他方、引用文献に記載された発明のシール材は、 δ 工程を有さない、 α 工程~ γ 工程からなる製造工程により製造されるものであることから、この組成物からなる架橋フッ素ゴム層の損失弾性率 E'' は 700kPa 以上 7000kPa 以下の数値範囲内にはないと推測される。

したがって、請求項 1 に係る発明のシール材と引用文献に記載されたシール材とが同一であるとの一応の合理的な疑いは成り立たない。

〔事例 8〕 機能、特性等(一応の合理的な疑い) (新規性がないもの)

本願明細書等

発明の名称

セラミックヒータ

特許請求の範囲

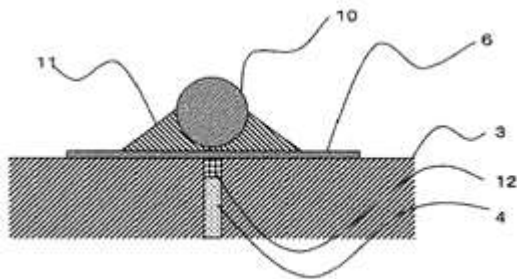
【請求項 1】

最外層として金属層(6)を有するセラミック体(3)と、前記金属層(6)に Ag-Cu 系のロウ材(11)で接合されたリード部材(10)とを備えたセラミックヒータにおいて、前記ロウ材内において Ag 中に Cu が点在することを特徴とするセラミックヒータ。

発明の詳細な説明の抜粋

Ag-Cu ロウのうち BAg-8(JIS Z3261)を用いる場合、BAg-8 の溶解温度(融点)が約 780℃である。ロウ付けにおいては、温度を 780℃から 800℃、保持時間を 5～40 分とすることが好ましく、この範囲内に設定することにより、ロウ材 11 内部 Ag 中に Cu を点在させることができる。…Ag と Cu からなるロウ材 11 については、ロウ付け温度における保持時間を 5 分以上とすることにより、ロウ材の十分な溶解を実現することができる。

図面



引用文献

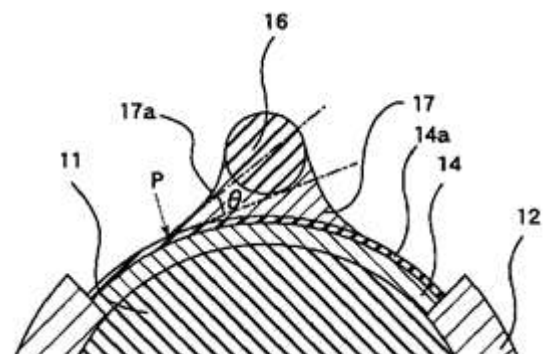
発明の名称

セラミックヒータ

発明の詳細な説明の抜粋

芯材 11 は、アルミナを主成分とするセラミックである。ロウ材 17 として、Ag-Cu 系のロウのうち BAg-18(溶解温度 720℃)を用い、ニッケル製のリード線 16 をニッケルメッキ層 14a に接合した。接合時のロウ材 17 の温度は 750℃であり、保持時間は 5 分から 30 分である。

図面



〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、新規性を有しない。（一応の合理的な疑いが成り立つ。）

〔説明〕

引用文献に記載された発明ではロウ材 17 内部において Ag 中に Cu を点在させているのか否か明確ではない。しかしながら、ロウ材を、その融解温度を超える温度に数分間程度以上保持することにより、ロウ材が十分溶解し、ロウ材内部の金属成分が十分混ざり合うことは、本願の出願時における技術常識であるといえる。そして、引用文献には、ロウ材 17 として、溶解温度が 720℃である BAg-18 を用い、接合時にロウ材 17 の温度を 750℃、保持時間を 5 分から 30 分とすることが記載されているから、上記の技術常識も参酌すれば、引用文献に記載された発明のロウ材内部においても Ag 中に Cu が点在している蓋然性が高い。

したがって、両発明は、同一であるとの一応の合理的な疑いが成り立つ。

〔事例 9〕 機能、特性等（一応の合理的な疑い）（新規性がないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 塩化ビニル系樹脂粒子	発明の名称 塩化ビニル樹脂の造粒方法
特許請求の範囲 【請求項 1】 平均粒子径 R が $150\sim 190\mu\text{m}$、且つ空隙量 $A(\text{cc/g})$が下記式を満たすことを特徴とする塩化ビニル系樹脂粒子。 $0.15 \log R - 0.11 < A < 0.34$	発明の詳細な説明の抜粋 ……平均粒子径が$180\mu\text{m}$、ポロシティが27%である粒子状のポリ塩化ビニル樹脂を懸濁重合法により製造した。そしてこの粒子状のポリ塩化ビニル樹脂を、……。

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は新規性を有しない。（一応の合理的な疑いが成り立つ。）

〔説明〕

引用文献に記載された粒子状のポリ塩化ビニル樹脂の平均粒子径の値を請求項に記載された式の左辺に代入すると $0.15\log 180 - 0.11 \div 0.228$ となる。また、ポリ塩化ビニル樹脂の比重 d が通常 $1.16\sim 1.55$ であることから、ポロシティが 27%であるポリ塩化ビニル樹脂の空隙量 $A(\text{cc/g})$ は、単位体積あたりの空隙/単位体積あたりの重さ、すなわち、 $0.27/(1-0.27)d$ より求めることができ、 $A=0.239\sim 0.319$ となる。したがって、引用文献に記載された粒子状のポリ塩化ビニル樹脂は請求項の式の関係を満たすものであるから、請求項に係る発明の塩化ビニル系樹脂は、引用文献に記載された粒子状のポリ塩化ビニル樹脂と同一であるとの一応の合理的な疑いが成り立つ。

〔出願人の対応〕

引用文献に記載の樹脂粒子は審査官の示した比重 d の範囲外であることにより、計算式の結果が異なる場合には、その結果を示した上で、引用文献に記載の樹脂粒子では、本願請求項に記載の式を満足しないことを明らかにすることで、少なくとも新規性欠如の拒絶理由を解消することができる。しかし、審査官の示した計算式の結果に誤りがあることを明らかにできず、請求項に係る発明が新規性を有していない旨の心証を審査官が得ている場合には、拒絶理由は解消しない。

〔事例 10〕 機能、特性等（一応の合理的な疑い）（新規性がないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 二軸配向ポリエステルフィルム	発明の名称 二軸配向ポリエステルフィルム
特許請求の範囲 【請求項 1】 フィルム中に平均粒径が0.03~0.2μmの無機粒子を小粒径粒子として0.1~0.6重量%、さらに平均粒径が0.3~1.2μmの無機粒子を大粒径粒子として0.002~0.03重量%含有し、かつ大粒径粒子と小粒径粒子との平均粒径差が0.2μm以上であり、フィルム厚みが6.0~10.0μmで、かつ、90℃で1時間放置した場合の熱収縮率が0.8%以下である二軸配向ポリエステルフィルム。	
発明の詳細な説明の抜粋 ……。本願発明のフィルムにおいては、90℃で1時間放置した場合の熱収縮率が0.8%以下であることが必要である。熱収縮率がこれより大きいと、テープにしたあとも熱的非可逆変化が生じるため好ましくない。……	発明の詳細な説明の抜粋 【実施例】 平均粒径0.1μmのシリカ粒子を0.5重量%、平均粒径0.5μmの炭酸カルシウム粒子を150ppm含有するポリエチレンテレフタレートを押出して未延伸フィルムを作成した。このフィルムを、縦方向に150℃で3.9倍延伸した後、横方向に130℃で4.0倍延伸し、200℃で6秒熱固定して厚み8μmのフィルムを得た。このフィルムを150℃で1時間放置した場合の熱収縮率を測定したところ、1.4%であった。

〔結論〕

請求項1に係る発明は、新規性を有しない。（一応の合理的な疑いが成り立つ。）

〔説明〕

請求項に係る発明のフィルムと引用文献に記載されたフィルムとでは、熱収縮率を測定するための加熱温度が相違しているため、熱収縮率を比較することができない。しかし、一般的に寸法安定性を求めるポリエステルフィルムでは、熱収縮率は測定温度が低くなるほど小さくなるものであるから、引用文献に記載されたポリエステルフ

ィルムの熱収縮率を 90℃で測定すれば、請求項に係る発明の値の範囲に含まれる蓋然性が高い。したがって、請求項に係る発明のフィルムは、引用文献に記載されたフィルムと同一であるとの一応の合理的な疑いが成り立つ。

〔出願人の対応〕

実験成績証明書において、引用文献の実施例の製造条件に基づく二軸配向ポリエステルフィルムが、本願請求項1に記載の熱収縮率の範囲外となることを示せば、少なくとも新規性欠如の拒絶理由は解消する。

あるいは、実験成績証明書に代えて、意見書において、引用文献の実施例の製造条件に基づく二軸配向ポリエステルフィルムでは、本願請求項 1 に記載の熱収縮率の範囲外となることを具体的に釈明することで、本願請求項 1 に係る発明のフィルムと引用文献に記載されたフィルムとが同一であるとの心証を、審査官が得られない場合にも、拒絶理由は解消する。

〔事例 11〕 機能、特性等（一応の合理的な疑い）（新規性がないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 積層フィルム	発明の名称 積層フィルム
特許請求の範囲	特許請求の範囲
【請求項 1】 粒子を含有する熱可塑性樹脂からなる A 層を、粒子を含まないポリエステルからなる B 層に積層した積層フィルムにおいて、A 層の表面には平均高さ $0.12\mu\text{m}$ 以下の突起が $1.6 \times 10^4 \sim 1.6 \times 10^5$ 個/mm^2 の割合で形成され、かつその三次元中心面平均粗さ SRa が $0.002 \sim 0.02\mu\text{m}$ である積層フィルム。	
発明の詳細な説明の抜粋 ……。表面粗さは(株)××製作所の高精度表面粗さ計△△を用いて測定し、カットオフ 0.25mm、及び△×の条件で測定した。三次元中心面平均粗さ SRa は、粗さ表面からその中心面上に、面積 S_M の部分を抜き取り、その抜き取り部分の中心面に直交する軸を Z 軸で表し、次の式で得られた値を μm 単位で表す。 $\text{SRa} = 1/S_M \int_0^{LX} \int_0^{LY} f(X,Y) dx dy$ (ただし、$LX \cdot LY = S_M$) ……	発明の詳細な説明の抜粋 ……。中心線表面粗さ Ra は JIS B0601 に準じ、(株)××製作所の高精度表面粗さ計〇〇を用いて測定し、カットオフ 0.08mm、及び〇×の条件下にチャートを書かせ、フィルム表面粗さ曲線からその中心線の方に測定長さ L の部分を抜き取り、その抜き取り部分の中心線を X 軸、縦方向を Y 軸として粗さ曲線を $Y=f(X)$ で表したとき、次の式で得られた値を μm 単位で表す。 $Ra = 1/L \int_0^L f(X) dx$
	この測定は、基準長を 1.25mm として、4 個行いその平均値で表す。…… 【実施例】 平均粒径 $0.05\mu\text{m}$ のタルク粒子を 40 重量%含有させたポリエチレンと、粒子を含有しないポリエチレンテレフタレートとを層厚み比率 1:9、層厚み $100\mu\text{m}$ の条件で共押し出しし、延伸、熱処理して $9.8\mu\text{m}$

の二軸配向フィルムを得た。ポリエチレン層の表面には、 $0.1\mu\text{m}$ 以下の微小突起が55,000個/ mm^2 の割合で形成され、その中心線表面粗さRaは $0.009\mu\text{m}$ であった。

[結論]

請求項1に係る発明は、新規性を有しない。(一応の合理的な疑いが成り立つ。)

[説明]

請求項に係る発明のフィルムと引用文献に記載されたフィルムとでは測定された表面粗さの評価方法が相違しているためこれを直接比較することができない。しかし、本願明細書にも、引用文献中にも、フィルム表面粗さに方向性や特定の分布があるとの記載がないこと、及び、表面粗さに方向性や特定の分布のない通常のフィルムであれば、その三次元中心面表面粗さの値と中心線表面粗さの値とは、具体的な測定条件の違いを考慮してもほぼ同様になるものと推測できることからすれば、引用文献に記載されたフィルムの表面粗さを三次元中心面平均粗さにより評価すれば、請求項に係る発明の値の範囲に含まれる蓋然性が高い。したがって、請求項に係る発明のフィルムは、引用文献に記載されたフィルムと同一であるとの一応の合理的な疑いが成り立つ。

[出願人の対応]

実験成績証明書において、引用文献の実施例の製造条件に基づく積層フィルムを作製し、三次元中心面平均粗さが本願請求項1に係る発明で規定された範囲外となること示すことで、少なくとも新規性欠如の拒絶理由は解消する。

あるいは、実験成績証明書に代えて、意見書において、引用文献の実施例の製造条件に基づいて作製された積層フィルムの三次元中心面平均粗さが、本願請求項1に係る発明で規定された範囲外となることを具体的に釈明することで、請求項に係る発明のフィルムと引用文献に記載されたフィルムとが同一であるとの心証を審査官が得られない場合にも、拒絶理由は解消する。

〔事例 12〕 機能、特性等（一応の合理的な疑い）（新規性がないもの）

本願明細書等

発明の名称

プラスチック配合用シリカ微粒子

特許請求の範囲

【請求項 1】

平均粒径が0.02~1 μ mの範囲であり、かつ下記式で定義される外接円に対する面積率が90%以上で、粒子径の標準偏差値が1.1~1.2であるプラスチック配合用シリカ微粒子。

外接円に対する面積率＝

$$\frac{\text{粒子の投影断面積}}{\text{粒子に対する外接円の面積}} \times 100$$

発明の詳細な説明の抜粋

……。シリカの粒子形状は重要であり、真球状に近いものを用いたほうが滑り性や耐摩耗性に優れたシートが得られる。真球度の評価方法としては外接円に対する面積率を用いる。具体的には、平均粒子径の測定に用いた電子顕微鏡写真の像から任意の20個の粒子を選び、それぞれの粒子について投影断面積を画像解析装置で測定した。また、それらの粒子に対する円の面積を算出することにより、面積率を求めた。……

引用文献

発明の名称

充填剤

発明の詳細な説明の抜粋

……。本願発明のプラスチック用充填剤を構成する球状シリカ微粒子は、個々の形状が極めて真球に近い球状であり、これを、長径aと短径bの粒径比b/aで評価する。粒径比の測定には電子顕微鏡写真を用いる。

【実施例】

……。これらのシリカ微粒子からなる充填剤の形状及び粒子径の標準偏差値を以下に示す。

	平均粒子径 (μ m)	粒径比 b/a	標準偏差値
実施例1	0.025	0.90	1.1
実施例2	0.035	0.89	1.2

実施例3	0.050	0.88	1.3
------	-------	------	-----

〔結論〕

請求項1に係る発明は、新規性を有しない。（一応の合理的な疑いが成り立つ。）

〔説明〕

請求項 1 に係る発明のシリカ微粒子と引用文献に記載されたシリカ微粒子とでは、真球度の評価方法が異なっており、直接比較することができない。しかし、引用文献に記載されるシリカ微粒子は、真球度が高く微細であることから、その面積率は、その投影断面形状を楕円として概略換算でき、また、請求項に係る発明のシリカ粒子も同様に微細であるから、表面性状の面積率に及ぼす影響が極めて小さい。このことからすると、粒径比が 0.9 である引用文献に記載されたシリカ微粒子の真球度を請求項に記載された面積率により測定すれば、請求項に係る発明の範囲に含まれる蓋然性が高い。したがって、請求項 1 に係る発明のシリカ微粒子は、引用文献に記載されたシリカ微粒子と同一であるとの一応の合理的な疑いが成り立つ。

〔事例 13〕 機能、特性等（一応の合理的な疑い）（新規性がないもの）

本願明細書等

発明の名称

タイヤ用ゴム組成物

特許請求の範囲

【請求項 1】

天然ゴム及びジエン系合成ゴムから選ばれる少なくとも1種のゴム100重量部にCTAB吸着比表面積70~123m²/g、DBP吸油量が110~155ml/100gであるカーボンブラックを30~60重量部配合した耐摩耗性に優れたタイヤ用ゴム組成物。

発明の詳細な説明の抜粋

……。本願発明のタイヤゴム組成物は耐摩耗性向上のために、表面細孔が非常に少ないカーボンブラックを用いている。……

【実施例】

本願実施例では以下のカーボンブラックを用いた。

No	1	2	3
CTAB(m ² /g)	72	96	105
DBP(ml/100g)	143	146	138

* CTAB 吸着比表面積(CTAB:セチルトリメチルアンモニウムブロマイド) ASTM D3765-80

*DBP(ジブチルフタレート) JIS K6221

引用文献

発明の名称

高耐摩耗性カーボンブラック

発明の詳細な説明の抜粋

……。本願発明のカーボンブラックは表面の細孔数を少なくしたため、耐摩耗性が優れている。……

【実施例】

……。作成したカーボンブラックの、窒素吸着比表面積(N₂SA)及び DBP 吸油量は以下の通りであった。

No	1	2	3
N ₂ SA (m ² /g)	99	125	138
DBP(ml/100g)	143	149	121

* N₂SA ASTM D3037-88

* DBP JIS K6221

上記カーボンブラックをジエン系合成ゴム100重量部に対し45重量部配合してゴム組成物とし、これを用いて常法によりタイヤを製造した。これらのタイヤの耐摩耗性を以下の条件により測定した。……

〔結論〕

請求項1に係る発明は、新規性を有しない。（一応の合理的な疑いが成り立つ。）

[説明]

引用文献には、カーボンプラックの CTAB 吸着比表面積の値について記載されていない。

通常、CTAB 吸着比表面積はカーボンプラックの表面細孔部分を含まない有効比表面積を表し、これに対し窒素吸着比表面積は、カーボンプラックの表面細孔部分を含んだ全比表面積を表すものではあるが、耐摩耗性に優れた、表面細孔の少ないカーボンプラックであれば、CTAB 吸着比表面積と窒素吸着比表面積の値はほぼ同程度の値となると考えられる。したがって、引用文献に記載されたカーボンプラックの CTAB 吸着比表面積を測定すれば、請求項に係る発明の範囲に含まれる蓋然性が高いから、請求項 1 に係る発明のゴム組成物は、引用文献に記載されたゴム組成物と同一であるとの合理的な疑いが成り立つ。

〔事例 14〕 機能、特性等(一応の合理的な疑い) (新規性がないもの)

本願明細書等	引用文献
発明の名称 エチレンープロピレン共重合体	発明の名称 エチレンープロピレン共重合体
特許請求の範囲 【請求項 1】 重合度 100~300、エチレン含量が 20~40 重量%であり、かつ、ドローダウン特性が 20~50m/min であるエチレンープロピレン共重合体。 〔ドローダウン特性とは、200℃に加熱した溶融オレフィン系樹脂を開口断面が幅 2mm、長さ 5mm であるダイより 1mm/s の一定速度で紐状に押出し、次いで該紐状物を該ノズルの下方に位置する張力検出プーリーの上方に位置する送りロールを通過させた後、巻取る一方巻取ロールの巻取速度を徐々に増加させていった切断時点における紐状物の巻取速度をいう。〕	
発明の詳細な説明の抜粋 ドローダウン特性が20~50m/min以下であるエチレンープロピレン共重合体を得るためには、通常、重合度100~300、エチレン含量が20~40%のエチレンープロピレン共重合体を反応器中で攪拌しながら不活性ガスで反応容器を置換し、次いで過酸化物を樹脂に5~10mmol/kg添加し、攪拌を続けながら100~120℃で5~7分程度加熱して反応させる。	発明の詳細な説明の抜粋 【実施例】 反応容器中にエチレンープロピレン共重合体(重合度 200、エチレン含量が 30 重量%)100g にペルオキシカーボネートを 0.8mmol 添加し、アルゴンガス中で攪拌を続けながら 90℃で 10 分反応させた後、反応を停止させ、エチレンープロピレン共重合体を得る。

〔結論〕

請求項1に係る発明は、新規性を有しない。(一応の合理的な疑いが成り立つ。)

〔説明〕

引用文献には、エチレンープロピレン共重合体のドローダウン特性について記載されていないが、引用文献に記載されたエチレンープロピレン共重合体は、請求項に係

る発明と同じ出発原料を用いて、ほぼ同じ製造工程で製造されたものである。したがって、請求項に係る発明のエチレンープロピレン共重合体は、引用文献に記載されたエチレンープロピレン共重合体と同一であるとの一応の合理的な疑いが成り立つ。

〔出願人の対応〕

意見書等において、本願出願時の技術常識を示しながら、引用文献に記載されたエチレンープロピレン共重合体のドローダウン特性が必ずしも本願特定の範囲内に入らないことを説明し、請求項 1 に係る発明のエチレンープロピレン共重合体と引用文献記載のエチレンープロピレン共重合体と同じ物であるとの心証を審査官が得られない場合には、少なくとも新規性欠如の拒絶理由は解消する。

例えば、下記のように主張を行う対応が考えられ、審査官が出願人の主張により、請求項 1 に係る発明が新規性を有していないとの心証を、審査官が得られない場合には、新規性欠如の拒絶理由は解消する。

- (1) 引用文献に記載されたエチレンープロピレン共重合体の製造方法は本願の発明の詳細な説明に記載された製造方法と加熱温度や反応時間を含めた各種条件において相違しており、請求項に係る発明が特定するドローダウン特性を有するエチレンープロピレン共重合体を製造するためには、本願の発明の詳細な説明に記載された加熱温度や反応時間を含めた各種条件で反応を行うことが必須であることを示す合理的な理由を説明する。
- (2) 引用文献に記載されたエチレンープロピレン共重合体が請求項に係る発明が特定するドローダウン特性を有しないことを示す合理的な理由を説明する。

〔事例 15〕 機能、特性等(一応の合理的な疑い) (新規性がないもの)

本願明細書等	引用文献
発明の名称 磁気記録媒体用ポリエステルフィルム 【請求項 1】 不活性粒子を 3~15 重量%含有し、厚さが 20μm 以下であるポリエステルフィルムにおいて、含有される粒子の平均粒径 d と基材フィルムの厚さ t との比 d/t が 0.01~0.04 であり、かつ、面配向係数 N_s と平均屈折率 n_a との関係が $N_s \geq 1.53n_a - 2.33$ である磁気記録媒体用ポリエステルフィルム。 発明の詳細な説明の抜粋 ……………$N_s \geq 1.53n_a - 2.33$ の関係を満足するフィルムは、縦方向及び横方向のヤング率は共に 750 kg/mm² 以上と高く、かつ、上記関係を満たすと、磁気テープとした時の電磁変換特性も+2.0 dB 以上と優れている。…… 〔実施例 1〕 ……………。このようにして得られたポリエチレンテレフタレートフィルムのヤング率を測定すると、縦方向が 850kg/mm²、横方向が 750 kg/mm² であり、電磁変換特性は+2.0dB であった。 〔実施例 2〕 ……………。このようにして得られたポリエチレン-2, 6-ナフタレートフィルムのヤング率を測定すると、縦方向が 750kg/mm²、横方向が 870kg/mm² であり、電磁変換特性が+2.2dB であった。 〔結論〕	発明の名称 磁気記録媒体用ポリエステルフィルム 発明の詳細な説明の抜粋 【実施例】 平均粒径が 0.2μm の酸化チタンを 10 重量%含有した、ポリエチレンテレフタレート を 300℃で溶融押出し、これを急冷固化して 180μm の未延伸フィルムを得た。これを 150℃の温度で縦方向、横方向とも 3.7 倍に延伸し、その後 210℃で 10 秒間熱処理して、厚さ 6.5μm の延伸フィルムを得た。このフィルムのヤング率は、縦方向 870 kg/mm²、横方向 900kg/mm² であり、電磁変換特性は +3.0dB であった。

請求項1に係る発明は、新規性を有しない。(一応の合理的な疑いが成り立つ。)

〔説明〕

引用文献には、面配向係数 N_s と平均屈折率 n_a が $N_s \geq 1.53n_a - 2.33$ の関係を満たすことについて記載はない。しかし、本願明細書の発明の詳細な説明中には、当該関係を満たすことにより得られる効果として、縦方向、横方向のヤング率及び電磁変換特性が向上することが記載されており、かつ、その具体的値は、引用文献に記載されたフィルムのヤング率、電磁変換特性の値と同程度である。したがって、請求項に係る発明のフィルムは、上記面配向係数 N_s と平均屈折率 n_a の関係を満たすことによる有利な効果と同程度の効果を奏する引用文献に記載されたフィルムと同一であるとの一応の合理的な疑いが成り立つ。

〔出願人の対応〕

実験成績証明書において、引用文献の実施例の製造条件に基づく延伸フィルムを作製し、面配向係数と平均屈折率を測定して、これらが本願請求項1に係る発明で規定された関係を満たさないことを示すことで、少なくとも新規性欠如の拒絶理由は解消する。

あるいは、実験成績証明書に代えて、意見書において、引用文献の実施例の製造条件に基づいて作製された延伸フィルムの面配向係数 N_s と平均屈折率 n_a が、請求項1に係る発明で規定された関係を満たさないことを具体的に積明することで、請求項1に係る発明のフィルムと引用文献に記載されたフィルムとが同一であるとの心証を審査官が得られない場合にも、拒絶理由は解消する。

〔事例 16〕 機能、特性等（一応の合理的な疑い）（新規性がないもの）

本願明細書等

発明の名称

ポリエチレン-2,6-ナフタレートフィルム

特許請求の範囲

【請求項 1】

フィルム表面に形成された突起の高さ $h(\text{nm})$ の個数が

$1 \leq h < 100$: 1,000~20,000 個/ mm^2

$100 \leq h$: 0~50 個/ mm^2

で示される範囲であり、かつフィルム表面粗さ R_a が 2~10nm であることを特徴とするポリエチレン-2,6-ナフタレートフィルム。

【発明の詳細な説明】

……。 $1 \leq h < 100$: 1,000~20,000 個/ mm^2 、 $100 \leq h$: 0~50 個/ mm^2 の関係を満足するものが、ベースフィルムの取り扱い性が良好で、磁気テープとした時の走行性に優れている。……また、表面粗さ R_a が 2~10nm の範囲にあるものは、ベースフィルム取り扱い性、磁気テープとした時の走行性が良好である。……

【実施例】

	実施例 1	実施例 2	比較例 1	比較例 2
表面突起数				
$1 \leq h < 100$				
$100 \leq h$	15,325	3,840	22,389	21,309
	10	14	120	21
$R_a(\text{nm})$	8	6	29	12
走行耐久性	○	○	×	△

引用文献

発明の名称

磁気記録用フィルム

特許請求の範囲

【請求項 1】

……であり、かつ表面粗さ R_a が 3~8nm である磁気記録用フィルム。

【発明の詳細な説明】

……。本願発明の表面粗さを満たすフィルムは、フィルム取り扱い性、磁気テープとしたときの走行性が良好である。また、表面粗さの範囲が本願発明の範囲を満たすものであっても、突起高さが著しく高いものと磁気テープとした時の走行性に悪影響を与えるので、粗大な突起を含まないようにすることが好ましい。……

【実施例】

……の条件で延伸、熱処理して、ポリエチレン-2,6-ナフタレートフィルムを製造した。

このフィルムの中心線表面粗さ R_a は 5nm であった。このフィルムを磁気テープとした時の走行性は従来のものに較べて非常に優れており、テープ製造時の巻き上がりも良好であった。……

〔結論〕

請求項1に係る発明は、新規性を有しない。(一応の合理的な疑いが成り立つ。)

〔説明〕

引用文献には、突起の高さと個数の関係が $1 \leq h < 100:1,000 \sim 20,000$ 個/ mm^2 、 $100 \leq h:0 \sim 50$ 個/ mm^2 の範囲を満足することについては記載されていない。本願の発明の詳細な説明によれば、上記突起高さと個数との関係を特定することにより得られる効果は、表面粗さの範囲を特定することにより得られる効果(フィルム取り扱い性及び走行性向上)と同じであり、しかも本願の比較例としては、突起高さと個数との関係、及び表面粗さの範囲の両方の条件を満たさない場合の例しか挙げられていないから、上記突起高さと個数との関係を特定することによる単独の効果については確認できない。

他方、引用文献にも、表面粗さの範囲の条件を満たしても突起高さが著しく高いものがあると走行性に悪影響を与えると記載されているから、走行性を向上させるという課題及びそのために表面粗さと粗大な突起の両方をコントロールする必要があるという解決手段については認識されている。そして、引用文献に記載されたフィルムも、走行性、テープ取り扱い性に関する効果を奏するものである。したがって、請求項に係る発明の、上記突起高さと個数との関係を特定することの課題及び効果と、引用文献に記載されたフィルムの有する課題及び効果に実質的な差異があるとは認められないから、請求項に係る発明のフィルムは、引用文献に記載されたフィルムと同一であるとの一応の合理的な疑いが成り立つ。

〔出願人の対応〕

実験成績証明書において、引用文献の実施例の製造条件に基づく磁気記録フィルムを作製し、突起の高さと個数の関係が本願請求項1に係る発明で規定された範囲外となること示すことで、少なくとも新規性欠如の拒絶理由は解消する。

あるいは、実験成績証明書に代えて、意見書において、引用文献の実施例の製造条件に基づいて作製された磁気記録フィルムの突起の高さと個数の関係が、請求項1に係る発明で規定された範囲外となることを具体的に釈明することで、請求項1に係る発明のフィルムと引用文献に記載されたフィルムとが同一であるとの心証を、審査官が得られない場合にも、新規性欠如の拒絶理由は解消する。

〔事例 17〕 用途限定（新規性があるもの／ないもの）

本願明細書等

発明の名称
シイタケ栽培方法及びシイタケ栽培容器

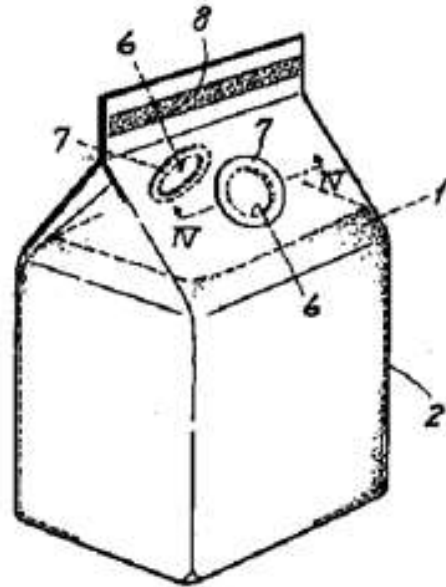
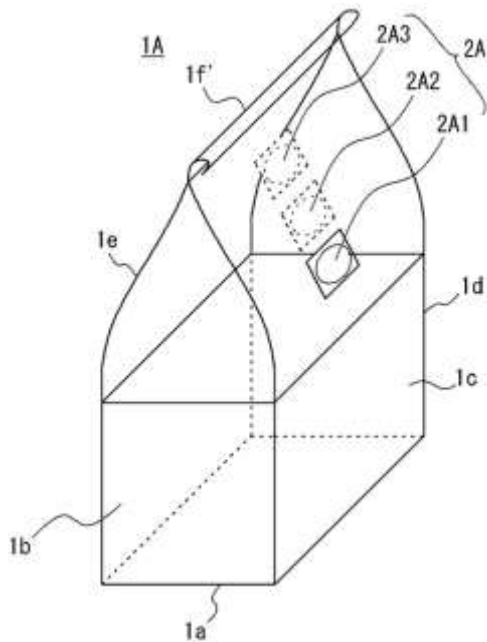
特許請求の範囲
【請求項 1】
フィルターを備えた栽培容器を用い、前記栽培容器に培地を充填して、所定の栽培工程を経てシイタケを栽培するシイタケ栽培方法において、
前記栽培容器として、前記フィルターを前記培地の表面からの距離がそれぞれ異なる位置に設けた複数種類の栽培容器を用意し、
栽培環境が多湿下では前記栽培容器として前記フィルターを前記培地の表面から離れた位置に設けたものを選択し、
栽培環境が乾燥下では前記栽培容器として前記フィルターを前記培地の表面に近い位置に設けたものを選択し、
栽培することを特徴とするシイタケ栽培方法。
【請求項 2】
底部(1a)と、所定の高さ立設された側壁(1b~1e)とを有し、前記側壁の上端が開口したシイタケ栽培容器であって、
前記側壁は、前記底部から所定高さまで培地が充填される培地充填部と、前記培地充填部の上方が空間となる空間部とに区分されて、
前記側壁の少なくとも一側壁には、前記培地充填部から前記開口へ向かって所定距離離れた箇所から上方に通気孔が穿孔され、前記通気孔の開孔がフィルター(2A)で塞がれていることを特徴とする請求項 1 に記載のシイタケ栽培

引用文献

発明の名称
シイタケ人工栽培容器

【実施例】
シイタケ人工栽培に用いられる容器は、底面130mm四方、高さ300mmの方形ポリプロピレンフィルム製容器(2)を利用し、その袋製容器の側壁対向二面の上部位面にそれぞれ直径10mmの孔を空気流通用開孔(6)として打抜きパンチで形成し、その各孔に、延伸多孔質PTFE膜を材質とする通気性・撥水性膜を直径20mmに打抜いた円形バッチ(7)を当てがってバッチ周縁を孔廻りに160℃の円筒形加熱押圧治具を用いて熱圧着して孔を覆い処理したものである。また、袋製容器の下部には、培地を充填すべき高さ位置に目印が施されている。

培方法で使用するシイタケ栽培容器。



[結論]

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

請求項 2 に係る発明は、新規性を有しない。

[説明]

・請求項1について

請求項 1 に係る発明は、同項で特定されるシイタケ栽培方法において、引用文献に記載された発明と相違する。請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明の間には相違点があるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有する。

・請求項 2 について

請求項 2 の「シイタケ栽培容器」は、「底部と、所定の高さ立設された側壁とを有し、前記側壁の上端が開口したシイタケ栽培容器であって、前記側壁は、前記底部から所定高さまで培地が充填される培地充填部と、前記培地充填部の上方が空間となる空間部とに区分されて、前記側壁の少なくとも一側壁には、前記培地充填部から前記開口へ向かって所定距離離れた箇所から上方に通気孔が穿孔され、前記通気孔の開孔がフィルターで塞がれている」という点で構造等が特定されている。

請求項 2 に係る発明の「シイタケ栽培容器」には、更に「請求項 1 に記載のシイタケ栽培方法で使用する」という用途限定が付されている。しかし、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、この用途限定の記載は、その用途に特に適した構造等を意味すると解釈することはできない。また、請求項 2 に係る発明は用

途発明に該当するものでもない。したがって、この用途限定の記載は、請求項 2 の「シイタケ栽培容器」を更に特定するための意味を有していない。

そして、引用文献に記載の発明は、請求項 2 で特定されている「底部と、所定の高さ立設された側壁とを有し、前記側壁の上端が開口したシイタケ栽培容器であって、前記側壁は、前記底部から所定高さまでが培地が充填される培地充填部と、前記培地充填部の上方が空間となる空間部とに区分されて、前記側壁の少なくとも一側壁には、前記培地充填部から前記開口へ向かって所定距離離れた箇所から上方に通気孔が穿孔され、前記通気孔の開孔がフィルターで塞がれている」という発明特定事項を具備するものであり、本願の請求項 2 に係る発明と相違しない。

そうすると、請求項 2 に係る発明は、シイタケ栽培容器としては、引用文献に記載の発明と相違せず、請求項 2 に係る発明は新規性を有しない。

〔出願人の対応〕

請求項 2 については、培地の表面からの高さについて、異なる位置にフィルターを設けた複数種類の容器からなるシイタケ栽培容器セットとして、新たな発明を特定すれば、少なくとも新規性欠如の拒絶理由は解消する。

〔事例 18〕 用途限定（新規性がないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 アスベスト除去工事用床面養生材	発明の名称 防水施工法
特許請求の範囲 【請求項 1】 日本工業規格A6008に定める防水シートからなり、下地の挙動に追従することができることを特徴とするアスベスト除去工事用床面養生材。	
発明の詳細な説明の抜粋 【従来例】 アスベスト処理には、水系アスベスト飛散抑制剤を多量に使用するものや、アスベスト含有のライニング材を超高圧水を噴射して除去する工法がある。・・・ アスベスト処理の際に、アスベスト繊維が除去作業区域外へ拡散することを防止するため、天井、壁、床に養生材として樹脂シート等を設置する。・・・ 作業区域内での除去作業等により床面養生材の樹脂シートを破損させることがあった。・・・ 水を多量に使用するアスベスト処理では、床面養生材の樹脂シートが破損すると、アスベスト繊維を含有する汚染水が作業区域外部に流出するおそれがある。 【実施例】 本発明におけるアスベスト除去工事用床面養生材は、日本工業規格(JIS)に定める防水シートである、合成高分子系ルーフィングシート JIS A 6008 を用いる。 ・・・ 上記防水シートは、優れた耐久性を有し、下地の挙動に追従し、アスベスト除去工事における外部からの衝撃等に対しても、破損することはない。	発明の詳細な説明の抜粋 【課題を解決するための手段】 本発明の防水施工法には、下地面の変形に対し追従する防水シートを用いる。・・・下地に亀裂が生じる等の急激な変化に対しても、防水シートの伸び率の範囲内であれば、防水シートの防水機能が損なわれることはない。 【発明の実施の形態】 ここで、防水シートとしては、エチレンプロピレンゴム又はブチルゴムを主原料とする加硫ゴムシートを使用することができ、具体的には、JIS 規格(A6008－1997)等で一般に良く知られたものを使用することができる。

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、新規性を有しない。

〔説明〕

請求項 1 に係る発明の「防水シート」には、「アスベスト除去工事用床面養生材」との用途限定が付されている。しかし、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、この用途限定の記載は、その用途に特に適した構造等を意味すると解釈することはできない。また、請求項 1 に係る発明は用途発明に該当するものでもない。したがって、この用途限定の記載は、請求項 1 の「防水シート」を特定する意味を有していない。

そして、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された防水シートとは、「アスベスト除去工事用床面養生材」という用途限定以外の点で相違しない。

そうすると、請求項 1 に係る発明は引用文献に記載された防水シートと構造等が相違するとはいえないから、両者は別異の発明であるとすることはできない。

したがって、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明との間に相違点はなく、請求項 1 に係る発明は新規性を有しない。

〔事例 19〕 用途限定（新規性がないもの）

本願明細書等

発明の名称

位置合わせ用の基準パターン

特許請求の範囲

【請求項 1】

基板上に複数の扇形のマークが等間隔かつ放射状に形成されたことを特徴とする位置合わせ用の基準パターン。

発明の詳細な説明の抜粋

電子ビームを図 1 に示すような基準パターンの周りに円周上に走査しながら、反射電子を検出する。図 2 に示すような反射電子強度のパルス幅が、一定値になるように電子ビームの位置を調整することで、基準パターンの中心と電子ビームの走査中心との間の位置合わせを行う。

図面

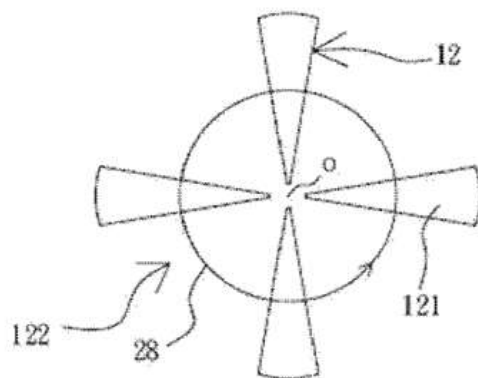


図1



図2

引用文献

発明の名称

焦点合わせ用の基準パターン

発明の詳細な説明の抜粋

電子ビームを図 1 に示すような基準パターンの周りに円周上に走査しながら、反射電子を検出する。図 2 に示すような反射電子強度のパルス形状が、高コントラストとなるように電子ビームの焦点を調整することで、電子ビームの焦点合わせを行う。

図面

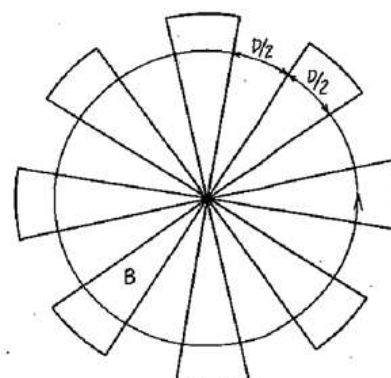


図1

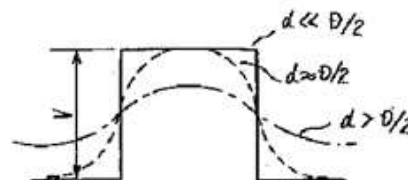


図2

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、新規性を有しない。

〔説明〕

請求項 1 に係る発明の「基準パターン」には「位置合わせ用」という用途限定が付されている。しかし、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、この「位置合わせ用」という用途限定の記載は、その用途に特に適した構造等を意味すると解釈することができない。また、請求項 1 に係る発明は用途発明に該当するものでもない。したがって、この用途限定の記載は、請求項 1 の「基準パターン」を特定する意味を有していない。

そして、請求項 1 に係る発明と、引用文献に記載された発明とは、この用途限定以外の点で相違しない。

そうすると、請求項 1 に係る発明は引用文献に記載された発明と構造等が相違するとはいえないから、両者が別異の発明であるとはできない。

したがって、請求項 1 に係る発明の基準パターンと、同様の形状を有する「焦点合わせ用」の基準パターンである引用文献に記載された発明との間に相違点はなく、請求項 1 に係る発明は新規性を有しない。

〔出願人の対応〕

扇形のマークの幅と、隣接するマーク間の幅とを、異なるものとする、といった限定をすれば、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明との間に差異が生じるから、少なくとも新規性の拒絶理由は解消する。

〔事例 20〕 用途限定（新規性がないもの／あるもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 壁面反射用スピーカ	発明の名称 スピーカ
特許請求の範囲 【請求項 1】 後方に開口部を有するキャビネットと、 前記開口部に配置されたスピーカユニットと、 からなる壁面反射用スピーカ。 【請求項 2】 後方のみに開口部を有するキャビネットと、 前記開口部に配置されたスピーカユニットと、 からなる壁面反射用スピーカ。	
発明の詳細な説明の抜粋 従来のスピーカは、キャビネットの前方(ユーザの方向)に開口部を設け、そこにスピーカユニットを設置することで放音を行う。このような構造の場合、キャビネットの前方のスピーカユニットが、デザイン上の制約となっていた。 本願は、スピーカユニットがキャビネット後方(壁面方向)の開口部に設けられる。このようなスピーカを壁際に置くことで、スピーカユニットから放音された音波は壁面で反射し、ユーザに到達することになる。そのため、キャビネット前方にはスピーカユニットを設ける必要がなくなるため、キャビネット前方を自由なデザインとすることができる。	発明の詳細な説明の抜粋 キャビネットの前方及び後方に開口部を有し、それぞれの開口部にスピーカユニットを設けることが記載されている。

〔結論〕

請求項1に係る発明は、新規性を有しない。

請求項2に係る発明は、新規性を有する。

〔説明〕

・請求項1について

請求項1に係る発明の「スピーカ」には、「壁面反射用」との用途限定が付されている。しかし、明細書及び図面並びに出願時の技術常識を考慮しても、この用途限定の記載は、その用途に特に適した構造等を意味すると解釈することはできない。一般的に、スピーカが屋内に設置された場合や壁面に向けて設置された場合、スピーカから放音される音波は壁面で反射されるからである。また、請求項1に係る発明は用途発明に該当するものでもない。したがって、この用途限定の記載は、請求項1の「スピーカ」を特定する意味を有していない。

そして、請求項1に係る発明と引用文献に記載された発明とは、この用途限定以外の点で相違しない。

そうすると、請求項1に係る発明は、引用文献に記載された「スピーカ」と構造等が相違するとはいえないから、両者が別異の発明であるとはできない。

したがって、請求項1に係る発明と引用文献に記載された発明との間に相違点はなく、請求項1に係る発明は新規性を有しない。

・請求項2について

請求項2では、開口部及びスピーカユニットがキャビネットの後方のみに設けられる点が明示されており、この点で請求項2に係る発明は、引用文献に記載された発明と相違する。

したがって、請求項2に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項2に係る発明は新規性を有する。

〔事例 21〕 サブコンビネーション（新規性があるもの／ないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 インクカートリッジ	発明の名称 インクカートリッジ
特許請求の範囲 【請求項 1】 a.インクを貯留するインクカートリッジと、このインクカートリッジが取り外し可能に装着されるカートリッジ装着部を有するプリンタ装置とを備えた、インク供給システムであって、 b.前記カートリッジ装着部は、前記インクカートリッジが挿入される挿入空間を形成する壁部と、前記壁部のうちの前記インクカートリッジの挿入方向に沿った側壁部に設けられた第 1 接点を有し、 c.前記インクカートリッジは、前記挿入方向に沿った一側面に設けられ、前記カートリッジ装着部への装着完了状態で前記第 1 接点と接触して導通する第 2 接点を有し、 d.前記カートリッジ装着部の前記挿入空間を形成する壁部に前記インクカートリッジを前記挿入空間内で付勢する弾性体が設けられ、 e.前記挿入空間内において、前記インクカートリッジは、前記装着完了状態における第 1 姿勢と、前記装着完了状態に至るまでの装着途中状態において、前記弾性体の付勢力によって前記第 1 姿勢に対して傾いた第 2 姿勢と、を取り得るように構成されており、 f.前記第 2 接点は、前記インクカートリッジが前記第 2 姿勢にあるときに、前記第 1 姿勢にあるときと比べて前記側壁部から離れる位置に設けられている ことを特徴とするインク供給システム。	

【請求項 2】

g.請求項 1 に記載のインク供給システムのインクカートリッジであって、前記挿入方向における先端側部分の一側面に前記第 2 接点が設けられ、前記装着途中状態にあるときに、前記挿入方向における先端部の、前記一側面と反対側の位置に、前記弾性体による力が作用する部位があることを特徴とするインクカートリッジ。

発明の詳細な説明の抜粋

・・・インクカートリッジ 20 を、その基端部に設けられた被押圧部 56 を押圧して、カートリッジ装着部 5 に形成された挿入空間 30 押し込むと、インクカートリッジ 20 は、カートリッジ装着部 5 への装着が完了するまでの途中の状態で、その先端部における下端部が、カートリッジ装着部 5 に設けられたバネ 34 によって基端部側に付勢される。

これにより、インクカートリッジ 20 は、被押圧部 56 を押圧する力と、バネ 34 の付勢力とによって生じるモーメントによって回動して、先端側の部分ほど下方にくるように傾き、インクカートリッジ 20 の先端部の上面に設けられた第 2 接点 54a が、カートリッジ装着部 5 の上側壁部 31b に設けられたコネクタ 35 の第 1 接点 35a から離隔する。・・・

発明の詳細な説明の抜粋

・・・そして、基板 35 上の後部において後壁部 36c の前方位置には、装着箇所 38a~38d ごとに上下方向に沿う板状のスライド板 53 が図示しないばねにより前方に向かって付勢されつつ、インクカートリッジ 14 の挿抜方向(前後方向)にスライド可能に取り付けられている。すなわち、スライド板 53 は、インクカートリッジ 14 がホルダー本体 34 に装着される際に、そのインクカートリッジ 14 の各側面のうち最先に挿入される先端面 14b(図 6 参照)に押されて後方へ移動すると共に、インクカートリッジ 14 が取り外される場合には、ばねの付勢力によって前方に移動するようになっている。・・・

・・・インクカートリッジ 14 がホルダー本体 34 に押し込まれることに伴ってピン部 70 がラッチ溝 62 に進入すると、ピン部 70 は、第 2 のばね 67 の付勢力により第 1 の溝 62a を左側に位置する段差部 76 に沿うように移動する。また、第 1 の溝 62a は、後下がりの斜面 73 を有しているため、ピン部 70 は、第 1 のばね 66 の付勢力により次第にインクカートリッジ 14 を鉛直方向(上下方向)上方に押し上げながら第 1 の溝 62a 内を前方に移動する。・・・

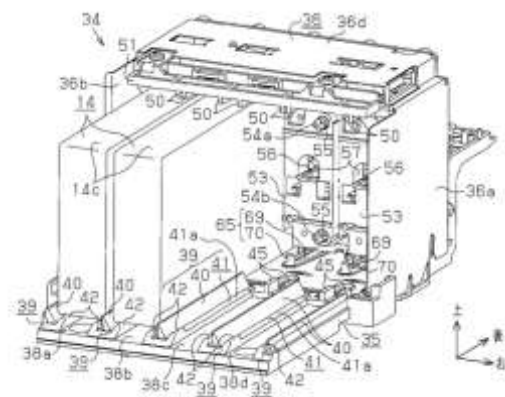
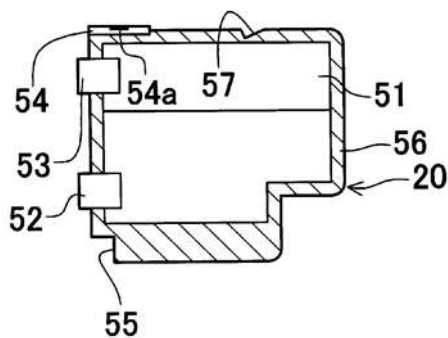
・・・そして、インクカートリッジ 14 は、仕切部 40 及び位置決め部 45 によってその左右方向のずれが抑制された状態で、先端面 14b に形成された各位置合わせ孔 59a,59b に各位置合わせピン 54a,54b が差し込まれる。・・・

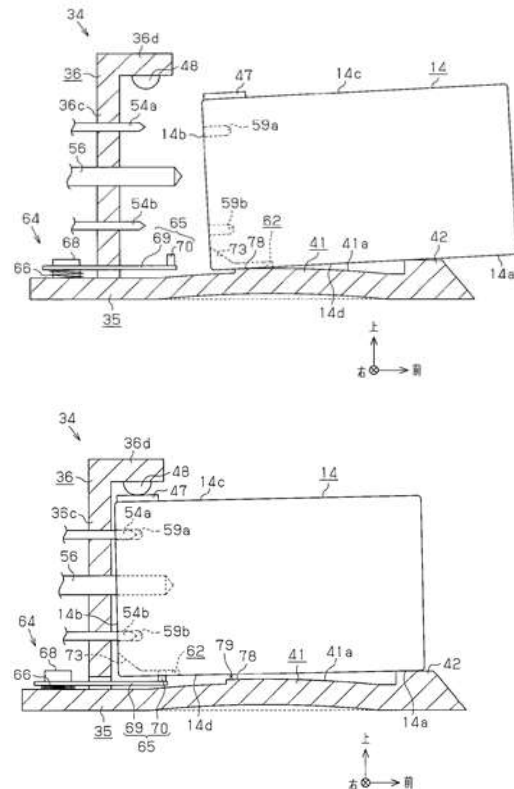
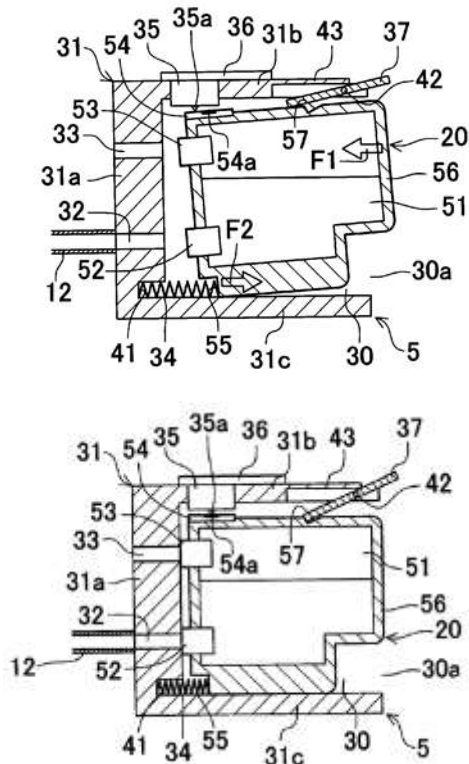
なお、このときインクカートリッジ 14 は、先に挿入された先端側(後側)が後端側(前側)よりも上下方向に低くなるように傾いた状態で挿入される。・・・

・・・また、このようにインクカートリッジ 14 が装着状態とされるとき、ロック機構 64 は、ピン部 70 がラッチ溝 62 に進入し、第 1 のばね 66 の付勢力によりインクカートリッジ 14 を上側に向かって付勢する。・・・

・・・インクカートリッジ 14 は、・・・ピン部 70 による第 1 のばね 66 の付勢力に基づいた押し上げ力により図中時計回り方向に回動し、上側面 14c に設けられた端子 47 が接続部 48 に押し付けられる。・・・

図面





[結論]

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

請求項 2 に係る発明は、新規性を有しない。

[説明]

・請求項 1 について

インク供給システムの発明である請求項 1 に係る発明は、構成 e を有することにより引用文献に記載された発明と相違する。

したがって、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有する。

・請求項 2 について

インクカートリッジの発明である請求項 2 に係る発明は、インク供給システムの発明である請求項 1 を引用し、インクカートリッジの構成を該インクカートリッジと共にインク供給システムを成すプリンタ本体の構成と、プリンタ本体に装着するときの動作によって特定しようとするものであるが、各構成 a~g がインクカートリッジの構造、機能等をどのように特定しているのかは以下のとおりである。

構成 a は、インクカートリッジがインクを貯留するものであることを特定している。

構成 b は、プリンタ装置の構成であり、インクカートリッジの構造、機能等を特定するものではない。

構成 c は、カートリッジの第 2 接点の位置をプリンタ本体側の第 1 接点との関係で特定している。

構成 d は、プリンタ装置の構成であり、インクカートリッジの構造、機能等を特定するものではない。

構成 e は、インクカートリッジのプリンタ本体に対する姿勢を特定するものであり、インク供給システムの構成としてプリンタ本体とインクカートリッジの両者が協働し、プリンタ本体の壁部に設けられた弾性体の付勢力によって、カートリッジの装着途中状態の第 2 姿勢が、装着完了状態の第 1 姿勢に対して傾いた状態となることは明確にされている。しかし、第 2 姿勢を取り得るためにカートリッジ自体がどのような構成を有しているのかは何ら特定されていない。したがって、当該記載はインクカートリッジの構造、機能等を特定しない。

構成 f は、インクカートリッジの第 2 接点の位置を第 1 姿勢時と第 2 姿勢時との比較により特定している。

構成 g は、インクカートリッジの構成として、装着途中状態においてプリンタ装置の弾性体による力が作用することが可能な部分が、インクカートリッジの第 2 接点が設けられる一側面とは反対側の位置に有ることを特定している。

したがって、請求項 2 において、インクカートリッジの構造、機能等を特定する記載は、構成 a、構成 c、構成 f 及び構成 g のみである。

請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明とを対比すると、上記構成 a、構成 c、構成 f 及び構成 g 以外の点においては、記載上、表現上の相違があっても、インクカートリッジの構造、機能等に差異はない。次に、構成 a、構成 c、構成 f 及び構成 g について検討する。

引用文献に記載されているインクカートリッジは、インクを貯留するものであるから、構成 a について、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明とは相違しない。そして、引用文献に記載された発明の「インクカートリッジ 14」に設けられた「端子 47」が、請求項 2 に係る発明の「第 2 接点」に相当し、引用文献に記載された発明の「斜面 73」が、請求項 2 に係る発明の「弾性体により力が作用する部位」に相当するから、構成 c、構成 f 及び構成 g についても、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明とは相違しない。

したがって、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明との間に相違点はなく、請求項 2 に係る発明は新規性を有しない。

〔事例 22〕 サブコンビネーション（新規性がないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 トナーカートリッジ	発明の名称 トナーカートリッジ
特許請求の範囲 【請求項 1】 トナーカートリッジを用いて現像装置にトナーを補給し、前記トナーカートリッジに記憶された環境に関する情報に基づき前記トナーカートリッジから前記現像装置へのトナー補給動作を制御して、電子写真方式により画像を形成する画像形成装置に用いられるトナーカートリッジであって、 前記トナーカートリッジは、過去の使用時の周囲の環境に関する情報を記憶する書き換え可能なメモリを有することを特徴とするトナーカートリッジ。	【引用発明】 少なくとも感光体、トナーカートリッジからトナーが補給される現像手段、該現像手段周囲の湿度を検出する検出手段を有する画像形成装置本体に着脱可能なトナーカートリッジにおいて、 前記画像形成装置本体の所定の時刻情報と、複数の時刻における前記現像手段周囲の湿度に関する情報とが記憶される書き換え可能な記憶手段を有することを特徴とするトナーカートリッジ。
【結論】 請求項1に係る発明は、新規性を有しない。	
【説明】 請求項1には、「前記トナーカートリッジに記憶された環境に関する情報に基づき前記トナーカートリッジから前記現像装置へのトナー補給動作を制御して」との、他のサブコンビネーションに関する事項が記載されている。しかし、当該事項は、メモリに記憶された環境情報を画像形成装置本体が読み取った後の画像形成装置本体での環境情報の使用方法に関するものであって、カートリッジの構造、機能等を何ら特定するものではない。 請求項1に係る発明と引用発明とを対比すると、上記の他のサブコンビネーションに関する事項において記載上、表現上の相違があるものの、構造、機能等において差異はない。 そして、請求項1に係るカートリッジ発明と引用発明との間に、他に相違点はないから、請求項1に係る発明は新規性を有しない。	

〔事例 23〕 サブコンビネーション（新規性があるもの／ないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 ナビゲーションシステム、携帯通信端末及びサーバ	発明の名称 携帯型情報端末
特許請求の範囲 【請求項 1】 互いに通信可能な携帯通信端末とサーバとを備えるナビゲーションシステムであって、 前記携帯通信端末は、所定の時間間隔で現在位置を計測する位置計測手段と、前記現在位置を送信し、経路案内のための画像情報を受信する端末側通信手段と、受信した前記画像情報を表示する表示手段と、を備え、 前記サーバは、地図データベースと、前記現在位置を受信し、前記画像情報を送信するサーバ側通信手段と、前記画像情報を生成する画像生成手段と、を備え、 前記画像生成手段は、前記受信した現在位置に基づいて地図データベースに記憶される地図情報に A 処理を施して前記画像情報を生成する、 ことを特徴とするナビゲーションシステム。 (注:サーバが A 処理を行う画像生成手段を備えることは、新規性を有している。) 【請求項 2】 請求項 1 記載のナビゲーションシステムに用いられる携帯通信端末であって、 所定の時間間隔で現在位置を計測する位置計測手段と、前記現在位置を前記サーバに送信し、前記現在位置に基づいて地図情報に A 処理を施して生成された経路案内のための画像情報を前記サーバから受信する端末側通信手段と、受信した前記画像情報を表示する表示手段と、を	

備えたことを特徴とする携帯通信端末。

【請求項 3】

前記所定の時間間隔は、前記サーバにより設定される時間間隔であって、前記サーバは、携帯通信端末から受信した現在位置に基づいて当該時間間隔を可変に設定して前記画像情報と共に送信し、前記位置計測手段は、当該可変に設定された時間間隔で現在位置を計測することを特徴とする請求項 2 記載の携帯通信端末。

発明の詳細な説明の抜粋

本願発明の解決しようとする課題

高価なグラフィック処理機能がなく、膨大かつ最新の地図データを備えていない携帯通信端末であっても、ユーザに分かりやすい経路案内情報を提供する。

【発明の実施の形態】

【実施の形態 1】

サーバは、携帯通信端末から現在位置を受信し、地図情報に A 処理を施して生成した画像データからなる画像情報を、携帯通信端末に送信する。…

携帯通信端末は、GPS 受信器を備えており、ユーザによりナビゲーションモードが選択されると、所定の時間間隔で現在位置の計測を行う。計測された現在位置はサーバに送信され、サーバで生成された経路案内のための画像データを受信し、ユーザに対して表示する。…

【実施の形態 2】

電源の消費を抑えるため、実施の形態 1 に加え、現在位置の計測の頻度を変更する機能を有する。サーバは、受信した現在位置に基づいて、地図等の経路案内情報の表示を更新する要求頻度が高いか低いかを、例えば、市街地か山間部かに

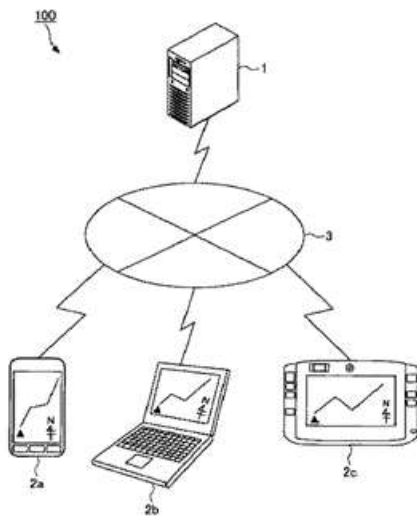
発明の詳細な説明の抜粋

現在位置の情報をサーバに送信し、サーバから地図情報を受信して、ディスプレイに表示することが可能な携帯型情報端末に関する。…この携帯型情報端末は、GPS 受信装置を備えており、所定の時間毎に現在位置を計測する。…計測した現在位置情報は、通信回線を介してサーバに送信される。…サーバでは、保有する最新の地図データベースから現在位置を含む地図情報を抽出し、現在位置を中心に進行方向が上向きとなる画像データが逐次生成され、携帯型情報端末に通信回線を介して送信される。…携帯型情報端末では、受信した画像データをそのままディスプレイに表示することで、ユーザに現在位置の周辺地図を提供する。また、予め目的地情報をサーバに登録すれば、目的地までの経路情報が重畳された画像データを受信、表示することも可能である。

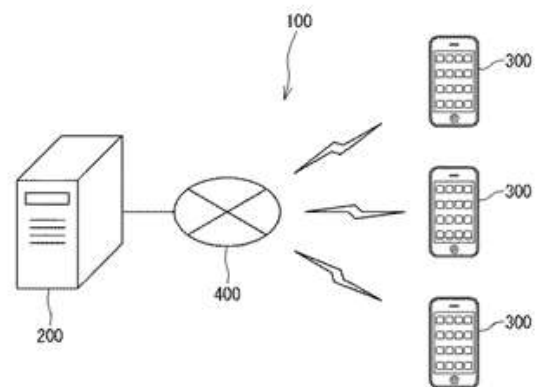
よって判別し、現在位置を携帯通信端末に計測させるための時間間隔を変更する。…

携帯通信端末は、サーバから指定された時間間隔で GPS 信号を GPS 衛星から受信現在位置の計測を実施し、…新たな時間間隔を受信すると、直ちに最新の時間間隔で現在位置の計測を行う。…

図面



図面



[結論]

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

請求項 2 に係る発明は、新規性を有しない。

請求項 3 に係る発明は、新規性を有する。

[説明]

・請求項1について

サーバが A 処理を行う画像生成手段を備えることが新規性を有していることから、請求項 1 に係る発明は新規性を有している。

・請求項 2 について

携帯通信端末についての請求項 2 には、「現在位置に基づいて地図情報に A 処理を施して生成された経路案内のための画像情報をサーバから受信する」との、他のサブコンビネーションであるサーバに関する事項が記載されている。しかし、前記画像情報はサーバにおいて生成されるものであって、その特徴的な画像情報を生成する機能はサーバ内で完結している。すなわち、当該他のサブコンビネーションに関する事項は、携帯通信端末の構造、機能等を何ら特定していない。

請求項 2 に係る発明と引用発明とを対比すると、上記の他のサブコンビネーションに関する事項において記載上、表現上の相違があるものの、構造、機能等において差異はない。

そして、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明との間に、他に相違点はないから、請求項 2 に係る発明は新規性を有しない。

・請求項 3 について

携帯通信端末についての請求項 3 には、「前記所定の時間間隔は、前記サーバにより設定される時間間隔であって、前記サーバは、携帯通信端末から受信した現在位置に基づいて当該時間間隔を可変に設定して前記画像情報と共に送信し」との他のサブコンビネーションであるサーバに関する事項が記載されている。

当該他のサブコンビネーションであるサーバに関する記載のうち、携帯通信端末から受信した現在位置に基づいて時間間隔を可変に設定する事項は、サーバ内で完結しているものであるから、携帯通信端末の構造、機能等を何ら特定するものではない。一方、当該可変に設定された時間間隔を携帯通信端末に送信する事項は、サーバからの指示により現在位置を計測する時間間隔を可変にする点で、携帯通信端末の構造、機能等を特定しているから、携帯通信端末についてそのような特定がなされているものとして請求項 3 に係る発明を認定する。

そして、請求項 3 に係る携帯通信端末は、引用文献に記載された、サーバからの指示によらず所定の時間毎に現在位置を計測する携帯通信端末の発明とは相違するから、新規性を有する。

〔出願人の対応〕

例えば、請求項 2 に係る発明を請求項 3 に記載の発明特定事項で限定する、次の補正を行うことで、少なくとも新規性欠如の拒絶理由は解消する。

【請求項 2】

請求項 1 に記載されたナビゲーションシステムに用いられる携帯通信端末であって、

前記サーバにより設定された時間間隔で現在位置を計測する位置計測手段と、前記現在位置を前記サーバに送信し、前記現在位置に基づいて地図情報に A 処理を施して生成された経路案内のための画像情報、及び、前記現在位置に基づいて可変に設定された時間間隔を前記サーバから受信する端末側通信手段と、受信した前記画像情報を表示する表示手段と、を備えたことを特徴とするナビゲーションシステムの携帯通信端末。

(補足説明)

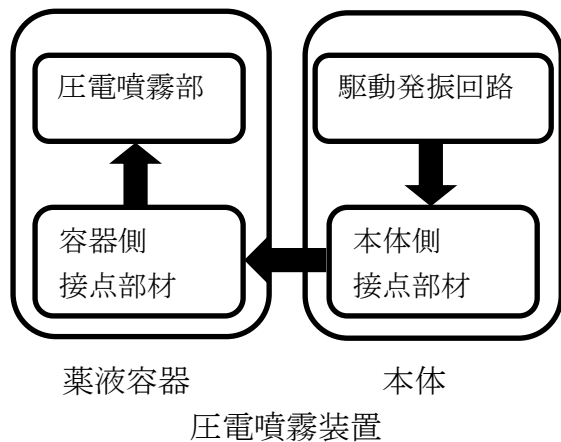
ただし、「現在位置に基づいて地図情報に A 処理を施して生成された経路案内のための画像情報をサーバから受信する」機能、及び「現在位置に基づいて時間間隔を可変に設定」する機能については、依然として相違点として認定されない。そのため、「サーバにより時間間隔を可変に設定し、携帯通信端末において当該時間間隔で現在位置

を計測するナビゲーションシステム」に関する技術が記載された文献が新たに発見された場合等、補正後の請求項2に係る発明が必ずしも特許性を有するものではない点に留意が必要である。

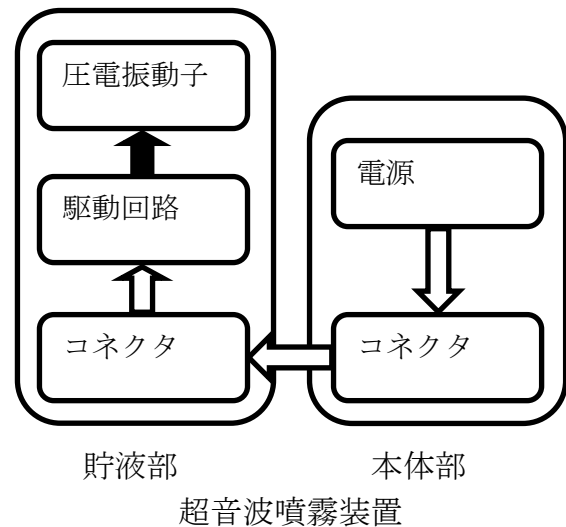
〔事例 24〕 サブコンビネーション（新規性があるもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 薬液容器	発明の名称 超音波噴霧装置
特許請求の範囲 【請求項 1】 装着時に容器側接点部材を介して電気信号が供給される圧電噴霧部を備える薬液容器であって、 前記圧電噴霧部に電気信号を供給するための駆動発振回路及び本体側接点部材を備える圧電噴霧装置本体に着脱自在に装着される薬液容器。	
発明の詳細な説明の抜粋 …圧電噴霧部に電気信号を供給するための駆動発振回路は、圧電噴霧装置の本体に設けられ、本体への薬液容器の装着時に接点部材を介して接するように、薬液容器側及び圧電噴霧装置本体側にそれぞれ接点部材が設けられる。かかる構成とすることにより、薬液容器の圧電噴霧装置本体への装着時に、駆動発振回路から引き出された本体側の接点部材が容器側の接点部材と接続し、圧電噴霧部に電気信号が供給される。…	発明の詳細な説明の抜粋 …超音波噴霧装置は、圧電振動子及び駆動回路を備える貯液部と、電源を備える本体部とからなる。 …駆動回路からの交流信号を圧電振動子に印加することで、貯液部の液体(薬液等)を効率良く霧化することができる。 …電源と駆動回路との接続にコネクタを用いることで、貯液部を容易に交換することもできる。…

図面



図面



〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

〔説明〕

請求項 1 には、「装着時に容器側接点部材を介して電気信号が供給される」との、他のサブコンビネーションに関する事項が記載されている。そして、請求項 1 に係る発明の薬液容器は、装着時に、容器側接点部材を介し、圧電噴霧装置本体の駆動発振回路からの電気信号が供給される点で、薬液容器の構造、機能等が特定されている。

請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明とを対比すると、請求項 1 に係る発明が本体側から「電気信号」を供給可能であるのに対し、引用文献に記載された発明の貯液部は、本体側から「電源」供給が可能である点で相違する。

また、請求項 1 に係る発明の薬液容器は、駆動発振回路及び本体側接点部材を備える圧電噴霧装置本体に着脱自在に装着されることで、発明の詳細な説明に記載されているように、その容器側接点部材が本体側接点部材と接続され、本体側の駆動発振回路からの電気信号が容器側の圧電噴霧部に供給可能となるものである。

これに対して、引用文献に記載された発明の貯液側のコネクタは、本体側のコネクタと協働して、本体側の電源からの電気を貯液側の駆動回路に供給するという機能を有するものの、請求項 1 に係る発明の容器側の圧電噴霧部に相当する貯液側の圧電振動子への交流信号の供給は、別途、貯液側の駆動回路からなされるものである。

したがって、請求項 1 に係る発明の容器側接点部材と、引用文献に記載された発明の貯液側のコネクタとは、その機能からみて、相違している。

したがって、請求項 1 に係る発明の薬液容器と、引用文献に記載された発明の貯液部との間には相違点があるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有する。

〔事例 25〕 サブコンビネーション（新規性がないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 位置情報サーバ	発明の名称 情報提供システム
特許請求の範囲 【請求項 1】 ユーザの携帯端末から位置情報を受信し、当該位置情報が示す位置に固有の参照情報を前記ユーザの携帯端末に送信する位置情報サーバであって、 前記携帯端末は、前記位置情報を自動的に取得し、取得した位置情報を前記位置情報サーバへ送信することを特徴とする、位置情報サーバ。	
発明の詳細な説明の抜粋 ユーザの位置情報を取得する際、ユーザの携帯端末は、当該携帯端末上で動作するGPS機能を利用する。GPS機能は、所定の時間周期でユーザの位置情報を自動的に取得し、当該位置情報を位置情報サーバに送信する。位置情報サーバは携帯端末から位置情報を受信すると、当該位置情報が示す位置に固有の参照情報を取得してユーザの携帯端末へ送信する。位置に固有の参照情報としては、ユーザの近辺のレストランや観光地に関する情報などが挙げられる。	発明の詳細な説明の抜粋 携帯端末の利用者は、情報提供サーバのサービスを利用する際に、携帯端末の画面上に表示される位置情報取得ボタンを押下する。位置情報取得ボタンの押下を検出すると、携帯端末はGPS機能を起動して現在の位置情報(緯度・経度)を取得し、取得した位置情報を情報提供サーバへ送信する。情報提供サーバは利用者の携帯端末から位置情報を受信すると、当該位置情報が示す位置の近辺にある店舗のリストを作成し、作成したリストを携帯端末に送信する。

〔結論〕

請求項1に係る発明は、新規性を有しない。

〔説明〕

請求項1には、「前記携帯端末は、前記位置情報を自動的に取得し」との、他のサブコンビネーションに関する事項が記載されている。しかし、携帯端末における位置情報の取得が自動的であることは、位置情報サーバの構造、機能等を何ら特定していない。

請求項1に係る発明と引用文献に記載された発明を対比すると、上記の他のサブコンビネーションに関する事項において記載上、表現上の相違があるものの、構造、機能等において差異はない。

そして、請求項1に係る発明と引用文献に記載された発明との間に、他に相違点はないから、請求項1に係る発明は新規性を有しない。

〔事例 26〕 サブコンビネーション（新規性があるもの／ないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 コンテンツ配信システム	発明の名称 ...
特許請求の範囲 【請求項 1】 第 1 サーバ装置、クライアント装置、第 2 サーバ装置を含むコンテンツ配信システムであって、 前記第 1 サーバ装置は、 前記クライアント装置からコンテンツ配信要求を受信すると、当該コンテンツ配信要求に含まれるコンテンツ ID に対応する配信頻度情報を取得し、当該配信頻度情報が示す配信頻度が所定の閾値を超える場合に第 2 サーバ装置による配信を用いると決定し、それ以外の場合に直接配信を用いると決定する配信方式決定部と、 前記配信方式決定部が前記第 2 サーバ装置による配信を用いると決定した場合には、前記クライアント装置に、コンテンツを取得する先を第 2 サーバ装置とする指示であるリダイレクト指示を送信し、前記配信方式決定部が直接配信を用いると決定した場合には、前記コンテンツ配信要求に含まれるコンテンツ ID に対応するコンテンツを、前記クライアント装置に送信する配信制御部と、を備え、 前記クライアント装置は、 コンテンツ ID を含むコンテンツ配信要求を前記第 1 サーバ装置に送信するコンテンツ要求部と、 前記第 1 サーバ装置からリダイレクト指示を受信した場合に、前記第 2 サーバ装置に前記コンテンツ ID を含むコンテンツ転送要求を送信するリダイレクト転送部と、を備え、	

前記第 2 サーバ装置は、
前記クライアント装置から、コンテンツ ID を含むコンテンツ転送要求を受信すると、前記コンテンツ ID に対応するコンテンツを、前記クライアント装置に送信するコンテンツ転送部と、を備えることを特徴とするコンテンツ配信システム。

【請求項 2】

第 1 サーバ装置及び第 2 サーバ装置と通信可能なクライアント装置であって、
コンテンツ ID を含むコンテンツ配信要求を前記第 1 サーバ装置に送信するコンテンツ要求部と、

前記第 1 サーバ装置からリダイレクト指示を受信した場合に、前記第 2 サーバ装置に前記コンテンツ ID を含むコンテンツ転送要求を送信するリダイレクト転送部とを備え、

前記リダイレクト指示は、前記第 1 サーバ装置において前記コンテンツ ID に対応する配信頻度が所定の閾値を超える場合に、前記第 1 サーバ装置から送信されるものであることを特徴とするクライアント装置。

【請求項 3】

請求項 1 に記載のコンテンツ配信システムにおけるクライアント装置。

発明の詳細な説明の抜粋

クライアント装置のコンテンツ要求部、コンテンツ取得部、リダイレクト転送部は、出願時に周知のブラウザ(送受信手段)で構成する。

第 1 サーバ装置は、クライアント装置からのコンテンツ配信要求に含まれるコンテンツ ID に基づいて、当該コンテンツ ID に対応するコンテンツの配信頻度を求める。

そして、第 1 サーバ装置は、配信頻度

発明の詳細な説明の抜粋

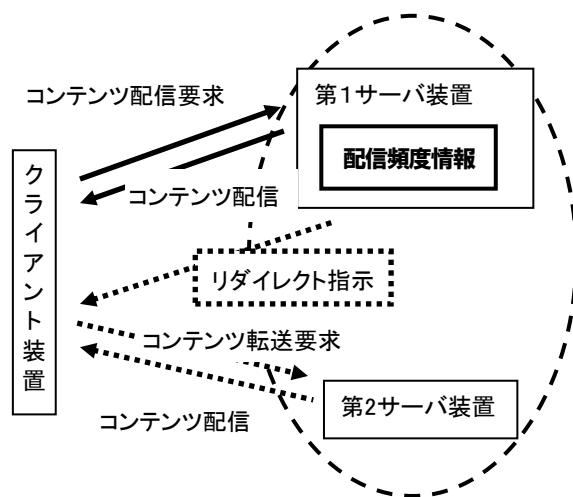
第 1 サーバ装置は、クライアント装置からのコンテンツ ID を含むコンテンツ配信要求を受信すると、第 1 サーバ装置におけるサーバ負荷情報から負荷値を計算する。

そして、第 1 サーバ装置は、負荷値が所定の閾値を超えない場合には、対応するコンテンツを要求元のクライアント装置に配信し、負荷値が所定の閾値を超える場合には、第 2 サーバ装置からの配信

が所定の閾値を超えない場合には、対応するコンテンツを要求元のクライアント装置に配信し、配信頻度が所定の閾値を超える場合には、第2サーバ装置からの配信を受けることを指示するリダイレクト指示を要求元のクライアント装置に送信する。

第1サーバ装置が送信するリダイレクト指示は、例えば、周知のリダイレクト手法(HTTP リダイレクト等)を用いる。

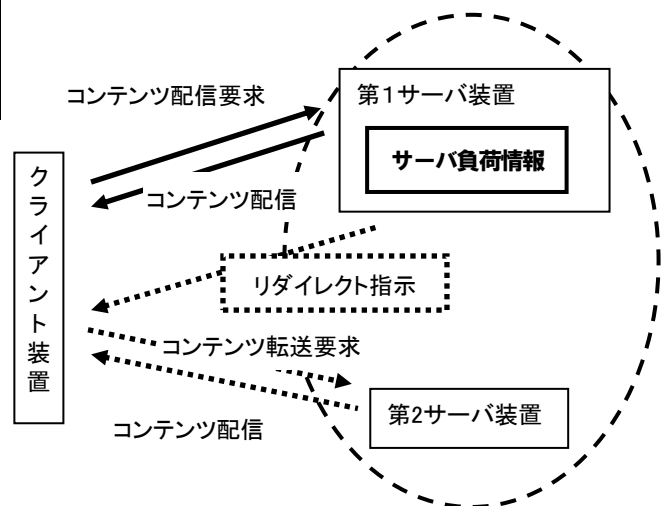
図面



を受けることを指示するリダイレクト指示(周知のリダイレクト手法。HTTP リダイレクト等)を要求元のクライアント装置に送信する。

クライアント装置のブラウザは、第1サーバ装置からリダイレクト指示を受信すると、第2サーバ装置にコンテンツIDを含むコンテンツ転送要求を送信し、第2サーバ装置からコンテンツを受信する。

図面



[結論]

請求項1に係る発明は、新規性を有する。

請求項2、3に係る発明は、新規性を有しない。

[説明]

・請求項1について

第1サーバ装置が、「クライアント装置からコンテンツ配信要求を受信すると、当該コンテンツ配信要求に含まれるコンテンツIDに対応する配信頻度情報を取得し、当該配信頻度情報が示す配信頻度が所定の閾値を超える場合に第2サーバ装置による配信を用いると決定し、それ以外の場合に直接配信を用いると決定する」という構成において、請求項1に係る発明と引用文献に記載された発明とは相違する。

したがって、請求項1に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項1に係る発明は新規性を有する。

・請求項 2 について

請求項 2 には、「前記第 1 サーバ装置において前記コンテンツ ID に対応する配信頻度が所定の閾値を超える場合に、前記第 1 サーバ装置から送信されるものである」との、他のサブコンビネーションに関する事項が記載されている。

第 1 サーバ装置がどのような条件を満たした場合にクライアント装置にリダイレクト指示を送信するかは、請求項 2 に係るクライアント装置におけるコンテンツ要求部やリダイレクト転送部の構造、機能等に何ら影響を及ぼすものではない。したがって、上記事項は、クライアント装置の構造、機能等を何ら特定していない。

請求項 1 に係る発明と引用発明とを対比すると、上記の他のサブコンビネーションに関する事項において記載上、表現上の相違があるものの、構造、機能等において差異はない。そして、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明との間に、他に相違点はないから、請求項 2 に係る発明は新規性を有しない。

・請求項 3 について

請求項 3 は請求項 1 を引用しており、その請求項 1 には、第 1 サーバ装置の配信方式決定部が「前記クライアント装置からコンテンツ配信要求を受信すると、当該コンテンツ配信要求に含まれるコンテンツ ID に対応する配信頻度情報を取得し、当該配信頻度情報が示す配信頻度が所定の閾値を超える場合に第 2 サーバ装置による配信を用いると決定し、それ以外の場合に直接配信を用いると決定する」との、他のサブコンビネーションに関する事項が記載されている。

この第 1 サーバ装置の配信方式決定部の動作内容は、クライアント装置からコンテンツ配信要求を受信すると、コンテンツの配信頻度が所定の条件を満たすか否かに応じて、リダイレクト指示を送信するか又はコンテンツを送信するかを決定するというものであって、請求項 3 に係るクライアント装置におけるコンテンツ要求部やリダイレクト転送部の構造、機能等に何ら影響を及ぼすものではない。したがって、当該事項は、クライアント装置の構造、機能等を何ら特定していない。

請求項 3 に係る発明と引用文献に記載された発明とを対比すると、上記の他のサブコンビネーションに関する事項において記載上、表現上の相違があるものの、構造、機能等において差異はない。

そして、請求項 3 に係る発明と先行技術文献に記載された発明との間に、他に相違点はないから、請求項 3 に係る発明は新規性を有しない。

なお、請求項に係る発明が、「請求項1に記載のコンテンツ配信システムのためのクライアント装置。」「請求項1に記載のコンテンツ配信システムにおいて用いられるクライアント装置。」である場合の新規性についての判断は、請求項3に係る発明と同様である。

(参考) 記載要件については、[「1. 記載要件\(特許法第36条\)に関する事例集」の事例 41](#)を参照。

〔事例 27〕 サブコンビネーション（新規性があるもの／ないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 ネットワークシステム	発明の名称 ...
特許請求の範囲 【請求項 1】 データサーバと接続制御サーバとプロバイダサーバからなるネットワークシステムであって、 クライアントから、ID とパスワードを伴う認証要求を受信する手段と、 前記クライアントを認証する認証手段と、 前記クライアントを認証できた場合に、前記クライアントに対して前記受信した ID 及びパスワードから生成した認証鍵を含むアクセス許可を通知する通知手段と、 前記アクセス許可が通知されたクライアントから、前記認証鍵を含むコンテンツ ID を伴うコンテンツ配信要求を受信する手段と、 前記認証鍵が前記生成した認証鍵と一致したと判断した場合に、前記コンテンツ ID に対応するコンテンツを配信する手段と、を備えたことを特徴とするネットワークシステム。 【請求項 2】 データサーバと接続制御サーバとプロバイダサーバからなるネットワークシステムにおけるプロバイダサーバであって、 前記ネットワークシステムは、 クライアントから、ID とパスワードを伴う認証要求を受信する手段と、 前記クライアントを認証する認証手段と、 前記クライアントを認証できた場合	

に、前記クライアントに対して前記受信した ID 及びパスワードから生成した認証鍵を含むアクセス許可を通知する通知手段と、

前記アクセス許可が通知されたクライアントから、前記認証鍵を含むコンテンツ ID を伴うコンテンツ配信要求を受信する手段と、

前記認証鍵が前記生成した認証鍵と一致したと判断した場合に、前記コンテンツ ID に対応するコンテンツを配信する手段と、を有することを特徴とするプロバイダサーバ。

【請求項 3】

請求項 1 のネットワークシステムにおけるプロバイダサーバ。

発明の詳細な説明の抜粋

本発明は、他人によるなりすましを防止したコンテンツ配信を行うネットワークシステムに関するものであり、認証の処理に特徴がある。

本発明のネットワークシステムは、クライアントから受信した ID とパスワードに基づいてクライアントを認証し、認証ができた場合にはクライアントに対して ID とパスワードから生成した認証鍵を含むアクセス許可を通知し、アクセス許可が通知されたクライアントから前記認証鍵を含むコンテンツ ID を伴うコンテンツ配信要求を受信すると、受信した認証鍵と生成した認証鍵が一致するか否かに基づいてコンテンツ ID に対応したコンテンツの配信の制御を行う。

また、本発明のネットワークシステムは、データサーバ、接続制御サーバ、プロバイダサーバを有しており、クライアントの認証、アクセス許可の通知、コンテンツ配信要求の受信及びコンテンツの配信の制御のそれぞれは、データサーバ、接

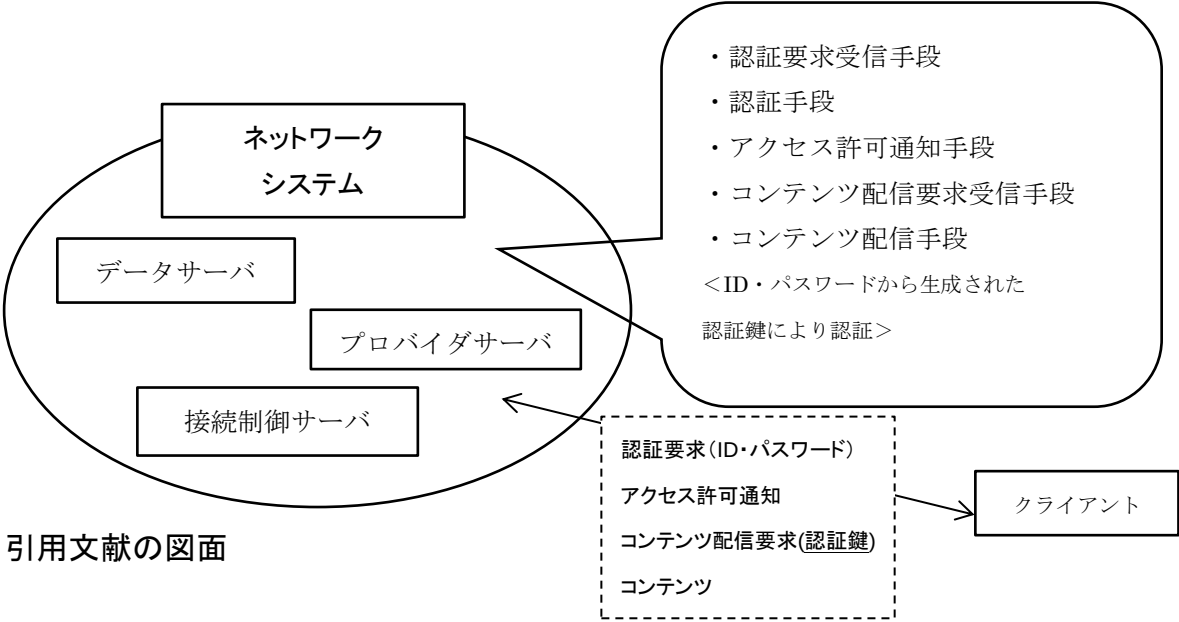
発明の詳細な説明の抜粋

クライアントのアドレス情報に基づいてクライアントを認証し、認証済みであればコンテンツを配信するネットワークシステムにおいて、ネットワークシステムは認証サーバと、コンテンツ配信サーバとを備える。

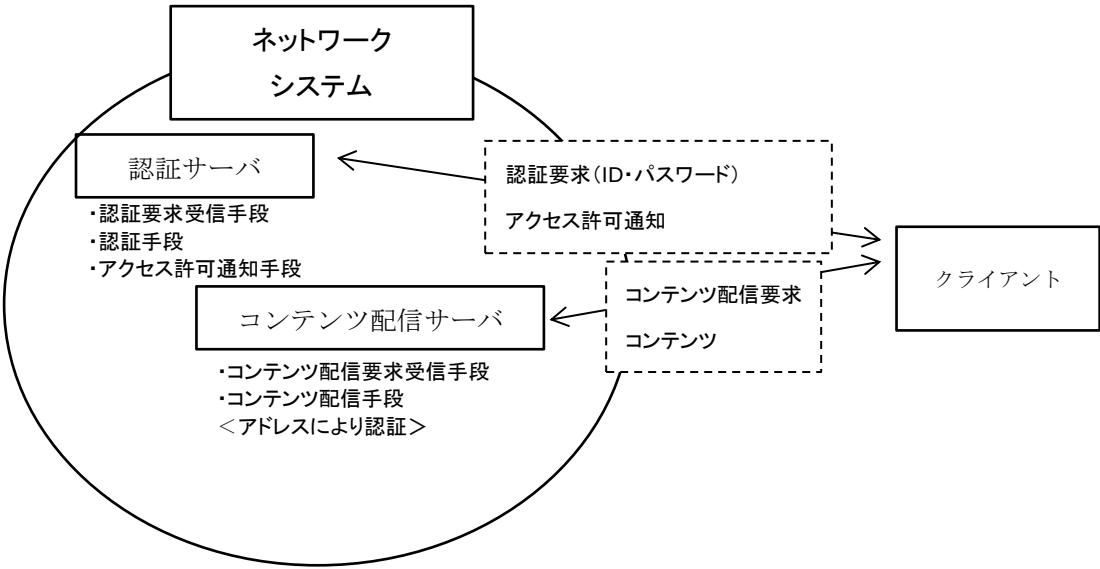
認証サーバは、クライアントから認証要求を受信する認証要求受信手段と、当該クライアントを認証する認証手段と、認証できた場合に、クライアントのアドレスを記憶して、アクセス許可を通知するアクセス許可通知手段を備え、コンテンツ配信サーバは、アクセス許可を通知されたクライアントからコンテンツ配信要求を受信するコンテンツ配信要求受信手段と、クライアントのアドレスに基づいてクライアントが認証済みであるか否かを判断し、認証済みであれば該当するコンテンツを配信するコンテンツ配信手段を備える。

続制御サーバ、プロバイダサーバのうちのいずれかによって実行されていけばよい。

本願の図面



引用文献の図面



[結論]

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。請求項 2、3 に係る発明については、新規性の判断が行われない。

[説明]

- 請求項 1 について
請求項 1 に係る発明の

「前記クライアントを認証できた場合に、前記クライアントに対して前記受信した ID 及びパスワードから生成した認証鍵を含むアクセス許可を通知する通知手段と、前記アクセス許可が通知されたクライアントから、前記認証鍵を含むコンテンツ ID を伴うコンテンツ配信要求を受信する手段と、前記認証鍵が前記生成した認証鍵と一致したと判断した場合に、前記コンテンツ ID に対応するコンテンツを配信する手段と、」
 という構成において、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載されている発明とは相違する。

したがって、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載されている発明との間には相違点があるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有する。

・請求項 2 について

請求項 2 の「前記ネットワークシステムは、…中略…を有する」という記載からは、請求項 2 のネットワークシステムの有する手段は明確に把握できるものの、請求項 2 のネットワークシステムの有する各手段のうち、どの手段がどのサーバに備えられるかは不明であり、請求項 2 のプロバイダサーバが、ネットワークシステムの有する各手段のうちいずれの手段を有するのか、または、いずれの手段も有しないのかを明確に把握することができない。

したがって、請求項 2 に係る発明は、発明を直接特定しない記載によって、当該サブコンビネーション発明が特定されているか否かを明確に把握できない、または、どのように特定されているのかを明確に把握できないものであるので、請求項 2 に係る発明は不明確である。

請求項 2 に係る発明は、発明の詳細な説明及び図面を参酌しても発明を把握することができない程度に請求項の記載が明確でない発明であるので、新規性の判断は行われない。

なお、請求項 1 に係る発明について、新規性又は進歩性を否定する根拠となる先行技術文献が発見された場合、当該先行技術文献には、請求項 1 に係る発明のネットワークシステムのサブコンビネーション発明である請求項 2 のプロバイダサーバについても記載されている蓋然性が高いことから、その場合には、請求項 2 に係る発明についても、新規性又は進歩性を否定する拒絶理由通知をすることができる。

・請求項 3 について

請求項 3 は引用形式請求項であり、引用する請求項を参照すると、請求項 3 に係る発明は、

「データサーバと接続制御サーバとプロバイダサーバからなるネットワークシステムであって、クライアントから、ID とパスワードを伴う認証要求を受信する手段と、
 …中略…

前記認証鍵が前記生成した認証鍵と一致したと判断した場合に、前記コンテンツ ID

に対応するコンテンツを配信する手段と、
を備えたことを特徴とするネットワークシステムにおけるプロバイダサーバ。」
という発明と認められる。

ここで、
「データサーバと接続制御サーバとプロバイダサーバからなるネットワークシステムであって、
クライアントから、ID とパスワードを伴う認証要求を受信する手段と、
…中略…

前記認証鍵が前記生成した認証鍵と一致したと判断した場合に、前記コンテンツ ID
に対応するコンテンツを配信する手段と、
を備えたことを特徴とするネットワークシステムにおける」という記載からは、請求
項 3 のネットワークシステムの有する手段は明確に把握できるものの、請求項 3 のネ
ットワークシステムの有する各手段のうち、どの手段がどのサーバに備えられるかは
不明であり、請求項 3 のプロバイダサーバが、ネットワークシステムの有する各手段
のうちいずれの手段を有するのか、または、いずれの手段も有しないのかを、明確に
把握できない。

したがって、請求項 3 に係る発明は、発明を直接特定しない記載によって、当該サ
ブコンビネーション発明が特定されているか否かを明確に把握できない、または、ど
のように特定されているのかを明確に把握できないものであるので、請求項 3 に係る
発明は不明確である。

請求項 3 に係る発明は、発明の詳細な説明及び図面を参酌しても発明を把握するこ
とができない程度に請求項の記載が明確でない発明であるので、新規性の判断は行わ
れない。

なお、請求項 1 に係る発明について、新規性又は進歩性を否定する根拠となる先行
技術文献が発見された場合、当該先行技術文献には、請求項 1 に係る発明のネットワ
ークシステムのサブコンビネーション発明である請求項 3 のプロバイダサーバにつ
いても記載されている蓋然性が高いことから、その場合には、請求項 3 に係る発明に
ついても、新規性又は進歩性を否定する拒絶理由通知をすることができる。

(参考) 記載要件については、[「1. 記載要件\(特許法第 36 条\)に関する事例集」の事例
42](#)を参照。

〔事例 28〕 サブコンビネーション（新規性があるもの／ないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 監視システム	発明の名称 ...
特許請求の範囲 【請求項 1】 上位装置と、監視装置と、複数の被監視装置からなる監視システムにおいて、 前記監視装置は、 前記複数の被監視装置から定期的に状態情報を受信する状態情報受信手段と、 前記状態情報を上位装置に送信する上位装置送信手段と、 前記複数の被監視装置のそれぞれに制御情報を送信する制御情報送信手段と、 を有し、 前記被監視装置は、 自装置に関する状態情報を定期的に前記監視装置に送信する状態情報送信手段と 前記監視装置からの制御情報を受信する制御情報受信手段と、 を有し、 前記監視装置の上位装置送信手段は、 前記複数の被監視装置からの状態情報が同一の内容であるか異なる内容であるかを判断し、同一の内容である状態情報の数が所定数以上であれば、状態情報を集約して上位装置に送信し、所定数未満であれば集約せずに上位装置に送信することを特徴とする監視システム。 【請求項 2】 監視装置であって、 前記複数の被監視装置から定期的に状態情報を受信する状態情報受信手段と、 前記状態情報を上位装置に送信する上位装置送信手段と、 前記複数の被監視装置のそれぞれに制	

御情報を送信する制御情報送信手段と、
を有し、

前記上位装置送信手段は、前記複数の被監視装置からの状態情報が同一の内容であるか異なる内容であるかを判断し、同一の内容である状態情報の数が所定数以上であれば、状態情報を集約して上位装置に送信し、所定数未満であれば集約せずに上位装置に送信することを特徴とする監視装置。

【請求項 3】

被監視装置であって、

複数の被監視装置からの状態情報が同一の内容であるか異なる内容であるかを判断し、同一の内容である状態情報の数が所定数以上であれば、状態情報を集約して上位装置に送信し、所定数未満であれば集約せずに上位装置に送信する監視装置と通信するものであり、

自装置に関する状態情報を定期的に前記監視装置に送信する状態情報送信手段と

前記監視装置からの制御情報を受信する制御情報受信手段と、を有することを特徴とする被監視装置。

発明の詳細な説明の抜粋

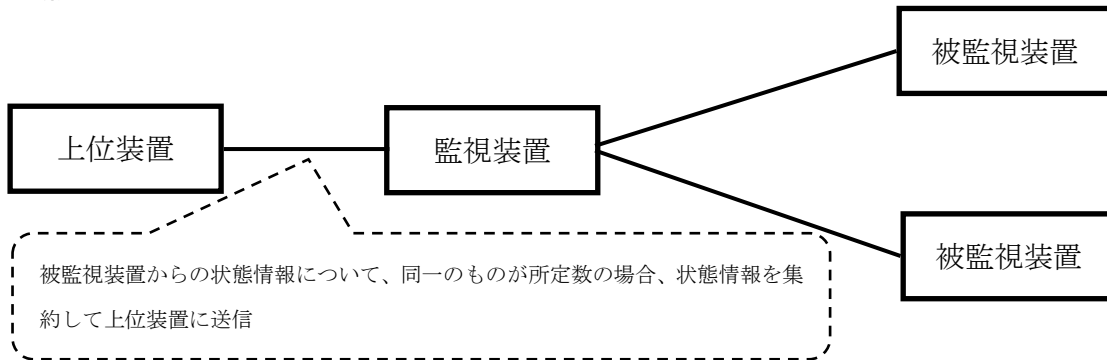
監視システムにおいて、監視装置が、複数の被監視装置から定期的に状態情報を受信する手段と、前記複数の被監視装置のそれぞれに制御情報を送信する手段と、前記複数の被監視装置からの状態情報を上位装置に送信する手段とを備え、上位装置に送信する手段は、前記複数の被監視装置からの状態情報が同一の内容であるか異なる内容であるかを判断し、同一の内容である状態情報の数が所定数以上であれば、状態情報を集約して上位装置に送信し、所定数未満であれば集約せずに上位装置に送信する。また、被監

発明の詳細な説明の抜粋

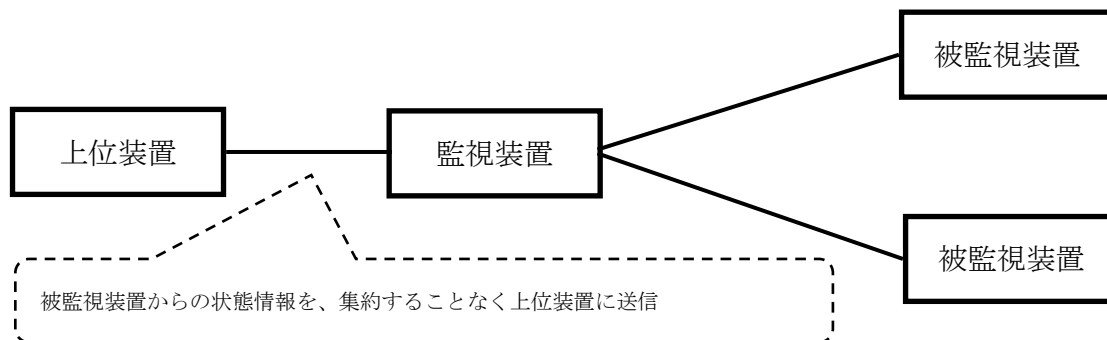
監視システムにおいて、監視装置が、複数の被監視装置から定期的に状態情報を受信する手段と、前記複数の被監視装置のそれぞれに制御情報を送信する手段と、前記複数の被監視装置からの状態情報を上位装置に送信する手段とを備え、被監視装置が自装置に関する状態情報を定期的に前記監視装置に送信する手段と、前記監視装置からの制御情報を受信する手段とを備える。

視装置が自装置に関する状態情報を定期的に前記監視装置に送信する手段と、前記監視装置からの制御情報を受信する手段とを備える。

本願の図面



引用文献の図面



[結論]

請求項 1、2 に係る発明は、新規性を有する。
請求項 3 に係る発明は、新規性を有しない。

[説明]

・請求項 1、2 について

監視装置が、前記複数の被監視装置からの状態情報が同一の内容であるか異なる内容であるかを判断し、同一の内容である状態情報の数が所定数以上であれば、状態情報を集約して上位装置に送信し、所定数未満であれば集約せずに上位装置に送信するという構成において、請求項 1、2 に係る発明と引用文献に記載された発明とは相違する。

したがって、請求項 1、2 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項 1、2 に係る発明は新規性を有する。

・請求項 3 について

請求項 3 には、監視装置が「複数の被監視装置からの状態情報が同一の内容であるか異なる内容であるかを判断し、同一の内容である状態情報の数が所定数以上であれば、状態情報を集約して上位装置に送信し、所定数未満であれば集約せずに上位装置に送信する監視装置」であるとの、他のサブコンビネーションに関する事項が記載されている。

しかし、この事項は、監視装置と上位装置との間の通信に関するものであって、監視装置と被監視装置との間の通信に関するものではないから、「被監視装置」の構造、機能等に何ら影響を及ぼすものではない。したがって、当該記載は、被監視装置の構造、機能等を何ら特定していない。

請求項 3 に係る発明と引用文献に記載された発明とを対比すると、上記の他のサブコンビネーションに関する事項において、記載上、表現上の相違があるものの、構造、機能等において差異はない。

そして、請求項 3 に係る発明と引用文献に記載された発明との間に、他に相違点はないから、請求項 3 に係る発明は新規性を有しない。

(参考) 記載要件については、[「1. 記載要件\(特許法第 36 条\)に関する事例集」の事例 43](#)を参照。

〔事例 29-1〕 製造方法によって生産物を特定しようとする記載（一応の合理的な疑い）（新規性があるもの／ないもの）

本願明細書等	引用文献
発明の名称 測定方法、製造方法及びガラス	発明の名称 ガラスの加工方法
特許請求の範囲 【請求項 1】 レーザ光を被測定物に照射するステップと、前記被測定物を前記レーザ光の強度に応じて冷却するステップと、前記レーザ光を前記被測定物表面からの反射光と底面からの反射光により干渉させ干渉光を生成するステップと、前記干渉光を撮像し、前記被測定物の厚さを演算するステップと、を含む測定方法。 【請求項 2】 請求項 1 記載の測定方法によりガラスの厚みを測定するステップと、測定された前記厚みに基づいて前記ガラスを一定の厚さに加工するステップと、を含む製造方法。 【請求項 3】 請求項 2 記載の方法で製造されたガラス。 発明の詳細な説明の抜粋 …レーザ光の強度に比例してガラスが加熱されるため、測定誤差を抑えるために、強度に応じてガラスを冷却した。	発明の詳細な説明の抜粋 【実施例】 …ガラスを台に載置し、レーザを照射してガラス内で干渉させるレーザ干渉計によりガラスの厚みを計測しつつ、所望の厚さとなるまで切削する。 （本願請求項1に関する記載なし。）

〔結論〕

請求項 1、2 に係る発明は、新規性を有する。
 請求項 3 に係る発明は、新規性を有しない。（一応の合理的な疑いが成り立つ。）

[説明]

・請求項1、2について

レーザ光の強度に応じてガラスを冷却するステップにおいて、請求項 1、2 に係る発明と引用文献に記載された発明とは相違する。

したがって、請求項 1、2 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項 1、2 に係る発明は新規性を有する。

・請求項 3 について

請求項 3 に係るガラスについては、請求項にはガラスの加工形状・性質など、その生産物自体が構造的にどのようなものかについて記載されていないから、引用文献に記載された、所望の厚さに切削されたガラスは、目的とする厚さと実測した厚さを比較しながら加工されたガラスであるといえ、請求項 3 に係るガラスと同じ物であるとの一応の合理的な疑いが成り立つ。

[出願人の対応]

請求項1に係る測定方法に含まれるステップが、請求項3に係る発明のガラスの構造等に影響を与え、引用文献記載のガラスと比較して特異な性質を有することが証明できれば、疑いは解消される。

〔事例 29-2〕 製造方法によって生産物を特定しようとする記載(新規性があるもの)

本願明細書等	引用文献
発明の名称 二重構造パネル	発明の名称 …
特許請求の範囲 【請求項 1】 酸化膜除去剤を用いて鉄製部材 A 表面の酸化膜を除去した後に、鉄製部材 A とニッケル製部材 B をアーク溶接により固着してなる二重構造パネル。	
発明の詳細な説明の抜粋 …本発明の二重構造パネルは、酸化膜除去剤を用いて鉄製部材 A 表面の酸化膜を除去した後に、鉄製部材 A の当該酸化膜除去処理を施した面とニッケル製部材 B とをアーク溶接して固着することにより得られ、…	発明の詳細な説明の抜粋 …本発明の二重構造パネルは、酸化膜除去剤を用いて鉄製部材 A 表面の酸化膜を除去した後に、鉄製部材 A の当該酸化膜除去処理を施した面とニッケル製部材 B とを接着剤により接着することにより得られ、…

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

〔説明〕

アーク溶接された部位は、接合される材料(母材)自体が溶融して固着した構造であるのに対して、接着剤により接着された部位は、接着剤を介して母材が固着した構造である。

したがって、請求項 1 に係る発明のアーク溶接による固着工程を含む製法で得られた二重構造パネルと、引用文献に記載された発明の接着剤による固着工程を含む製法で得られた二重構造パネルとは、鉄製部材 A とニッケル製部材 B との固着部位における構造に、固着工程に起因して生じた相違点があるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有する。

〔事例 30〕 用途限定(新規性があるもの／ないもの)

本願明細書等	引用文献
発明の名称 歯周病予防用食品組成物	発明の名称 血液中のLDLコレステロールを低下させる成分A
特許請求の範囲 【請求項 1】 成分 A を有効成分とする歯周病予防用食品組成物。 【請求項 2】 成分 A を有効成分とする歯周病予防用飲料組成物。 【請求項 3】 成分 A を有効成分とする歯周病予防用剤。 【請求項 4】 成分 A を有効成分とする歯周病予防用グレープフルーツジュース。 【請求項 5】 成分 A を有効成分とする歯周病予防用グレープフルーツ。 【請求項 6】 成分 A を有効成分とする歯周病予防用食品。	
発明の詳細な説明の抜粋 グレープフルーツの果汁に、歯周病の原因菌であるポルフィロモナスジンジバリスに対する抗菌効果があることを見いだした。さらに、グレープフルーツに含有される成分 A に、歯周病の原因菌であるポルフィロモナスジンジバリスに対する抗菌効果があることを見いだした。…食品としては、グレープフルーツ、グレープフルーツジュース、グレープフルーツ入りゼリーが挙げられる。 【実施例】 グレープフルーツの果汁 10μl を用い	発明の詳細な説明の抜粋 グレープフルーツから、血液中の LDL コレステロールを低下させる成分として成分 A が単離され、化学構造が決定された。…成分 A を有効成分とする LDL コレステロール低下用食品組成物や LDL コレステロール低下用飲料組成物等の LDL コレステロール低下用組成物、あるいは、成分 A を有効成分とする LDL コレステロール低下用剤を日常的に摂取することにより、高脂血症の予防を達成することができる。… 【実施例】成分 A を含有するサプリメント

てポルフィロモナスジンジバリスに対する抗菌効果を disk 法により検討した。菌の培養は 37 度で 2 日間行った。グレープフルーツの果汁は直径 50mm の阻止円を形成した。

また、グレープフルーツの果汁から単離した成分 A について、同様に抗菌効果を disk 法により検討した。成分 A 0.5mg を DMSO 10 μ l に溶解し、disk 法で阻止円の形成を観察したところ、直径 70 mm の阻止円を形成した。

さらに、成分 A につき、ポルフィロモナスジンジバリスに対する抗菌効果を微量液体希釈法により検討したところ、30 μ g/ml 以上の濃度では菌の成育が阻害された。

ト、あるいは、グレープフルーツを圧搾して製造した成分 A を含有するジュースの摂取により LDL コレステロールの低下がみられた。

[結論]

請求項 1～4 に係る発明は、新規性を有する。

請求項 5、6 に係る発明は、新規性を有しない。

[説明]

・請求項 1～4 について

請求項 1～4 に係る発明における「歯周病予防用」という用途は、成分 A が歯周病の原因菌であるポルフィロモナスジンジバリスに対する抗菌効果を有するという未知の属性を発見したことにより見いだされたものである。そして、その属性により見いだされた「歯周病予防用」という用途が、成分 A を含有する食品について従来知られていた「LDL コレステロール低下用」との用途とは異なる新たなものであると認められる。そして、請求項 1～4 に係る発明は、植物であるグレープフルーツを包含するものではないと認められるので、「歯周病予防用」という用途限定も含め、請求項 1～4 に係る発明を認定する。

したがって、請求項 1～4 に係る発明と引用文献に記載された発明とは、「歯周病予防用」との用途限定の有無の点で相違するから、請求項 1～4 に係る発明は新規性を有する。

・請求項 5 について

請求項 5 には「成分 A を有効成分とする歯周病予防用グレープフルーツ」と記載され、「歯周病予防用」との用途限定が付されている。しかしながら、「歯周病予防用」

との用途限定は、植物であるグレープフルーツの有用性を示しているにすぎないから、請求項 5 に係る発明を用途限定のないグレープフルーツとして解釈する。

そして、引用文献には、成分 A を含有するグレープフルーツが記載されているから、請求項 5 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点はなく、請求項 5 に係る発明は新規性を有しない。

・請求項 6 について

請求項 6 には「成分 A を有効成分とする歯周病予防用食品」が記載されている。明細書には「食品としては、グレープフルーツ、グレープフルーツジュース、グレープフルーツ入りゼリーが挙げられる。」と記載されている。また、明細書には、成分 A はグレープフルーツに含まれる旨が記載されており、この記載は技術常識とも整合するものである。そうすると、「成分 A を有効成分とする・・・食品」にはグレープフルーツが包含され、「歯周病予防用」との用途限定は、植物であるグレープフルーツの有用性を示しているにすぎないと認められるから、請求項 6 に係る発明は用途限定のない食品として解釈する。

そして、引用文献には、成分 A を含有するグレープフルーツが記載されているから、請求項 6 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点はなく、請求項 6 に係る発明は新規性を有しない。

(補足説明)

食品に関する発明の請求項に用途限定がある場合には、用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有するものとして認定する。ただし、動物又は植物については、用途限定が付されたとしても、そのような用途限定は、動物又は植物の有用性を示しているにすぎないから、用途限定のない動物又は植物そのものと解釈する。

なお、動物及び植物の発明であるとして、請求項中に用途限定が付されていても用途限定のないものとして解釈され、当該用途限定について新規性、進歩性等の判断が行われないものは限定的にされるべきである。

審査における個別具体的な判断は、明細書等の記載及び出願時の技術常識も踏まえてなされるが、「用途限定のないものとして解釈される発明」及び「用途限定のあるものとして解釈される発明」の具体例としては、以下のものが挙げられる。

(具体例)

用途限定のないものとして解釈される発明

「〇〇用バナナ。」、「〇〇用生茶葉。」、「〇〇用サバ。」、「〇〇用牛肉。」

用途限定のあるものとして解釈される発明

「〇〇用バナナジュース。」、「〇〇用茶飲料。」、「〇〇用魚肉ソーセージ。」、「〇〇用牛乳。」

(留意事項)

(i)「〇〇用剤。」との記載は、様々な分野において使用される記載であるが、通常、動物又は植物を指すことはなく、食品分野においても、サプリメントや食品添加剤を示し、動物又は植物を包含するものではないと判断し得る。

(ii)「〇〇用組成物。」「〇〇用食品組成物。」との記載は、通常、当該用途に適した成分を何らかの技術的手段によって配合するなどして得られた物を指し、動物又は植物を包含するものではないと判断し得る。

(iii)「〇〇用食品。」との記載は、明細書等の記載及び出願時の技術常識を考慮して、動物又は植物を包含すると判断される場合に、用途限定のない食品として解釈する。

〔事例 31〕 用途限定(新規性があるもの)

本願明細書等	引用文献
発明の名称 血圧降下用食品	発明の名称 乳化剤
特許請求の範囲 【請求項 1】 成分 A を有効成分として含有する血圧降下用食品。	
発明の詳細な説明の抜粋 ラットを用いた試験により、成分 A を配合した食品を摂取すると血圧降下が達成されることが見いだされた。 食品としては、マーガリン、ドレッシング、アイスクリーム等が挙げられる。 …成分 A は、天然に存在する成分ではない。本発明で用いた成分 A は、原料となる化合物 a と化合物 b とから Wittig 反応により製造した。 【実施例】 雄の高血圧自然発症ラットを 4 週齢から予備飼育を行い、食餌を与えた。5 週齢で成分 A を混和した食餌を与え、その後 8 週間投与を続けた。食餌に含まれる成分 A の割合を 0.05%、0.1%、0.2%とした 3 群と、通常の食餌を与えた対照群を設け、1 群を各 8 匹とした。一方、対照群(8 匹)では、通常の食餌を全ての期間給餌した。血圧測定装置はラット・マウス用自動血圧測定装置で測定した。 ラットの血圧に関して、用量依存的に血圧を降下させることが明らかになった。また、投与終了後、通常の食餌に戻したところ約 2 週間でコントロール群の血圧と有意な差はみられなくなった。 また、被験者 10 人に、成分 A を 2%添加したビスケットを 1 日 3 回、食後に 3 枚ずつ(1 枚 5g)1 か月にわたって食べさ	発明の詳細な説明の抜粋 成分 A を乳化剤として、マーガリン、ドレッシング、アイスクリーム等に配合することができる。成分 A は、天然に存在する成分ではなく、人工的に製造した成分 A を材料として用いている。

せたところ、平均で最高血圧が 10mmHg 低下した。一方、成分 A を添加しないビスケツトを用いて同様の試験を行っても、血圧の低下はみられなかった。

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

〔説明〕

請求項 1 には成分 A を有効成分として含有する血圧降下用食品が記載されているところ、本願の発明の詳細な説明には「成分 A は、天然に存在する成分ではない。本発明で用いた成分 A は、原料となる化合物 a と化合物 b とから Wittig 反応により製造した。」と記載されている。さらに、出願時の技術常識を考慮すると、成分 A は動物、植物から見いだされたものではないと認められる。そうすると、「成分 A を有効成分として含有する血圧降下用食品」には、動物、植物が包含されないものと認められる。よって、「血圧降下用」という用途限定も含め、請求項 1 に係る発明を認定する。

したがって、請求項 1 に係る発明には「血圧降下用」との用途限定があり、引用文献に記載された発明には「乳化用」との用途限定があり、両者の間には相違点があるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有する。

〔事例 32〕 用途限定(新規性がないもの)

本願明細書等	引用文献
発明の名称 骨強化用クロレラ・ブルガリス	発明の名称 整腸用クロレラ・ブルガリス
特許請求の範囲 【請求項 1】 骨強化用クロレラ・ブルガリス (Chlorella vulgaris)。	
発明の詳細な説明の抜粋 クロレラ・ブルガリス (Chlorella vulgaris)を摂取することにより、骨強化が達成されることが確認された。 【実施例】 クロレラ・ブルガリスをすりつぶし、エタノールで抽出したエキスを骨芽細胞の培地に 5%添加し、1 日培養した。通常の培地で培養した対照群の細胞に比べ 2.3 倍の増殖効果が観測された。 また、骨粗しょう症患者 20 名に、クロレラ・ブルガリス 2%含有クッキー1 日 60g を 20 週間食べさせたところ、骨密度の増加が認められた。クロレラ・ブルガリスを含有しないクッキーを与えた対照群ではそのような効果は認められなかった。	発明の詳細な説明の抜粋 クロレラ・ブルガリス (Chlorella vulgaris)を摂取することにより、整腸作用が発揮されることが確認された。 【実施例】 慢性的な便秘を有する女性 50 人にクロレラ・ブルガリスを 5%含有するゼリー 200g を 1 日 3 回 4 週間食べさせた。 対照として、クロレラ・ブルガリスを含有しないゼリーを、慢性的な便秘を有する女性 50 人に、同様に食べさせた。 結果として、クロレラ・ブルガリスを 5%含有するゼリーを食べた群では、排便日数が平均で週 6 日以上となった。対照群は、週 3 日以下であった。

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、新規性を有しない。

〔説明〕

請求項 1 には「骨強化用クロレラ・ブルガリス」と記載され、「骨強化用」との用途限定が付されている。しかしながら、「骨強化用」との用途限定は微生物であるクロレラ・ブルガリスの有用性を示しているにすぎないから、請求項 1 に係る発明を用途限定のないクロレラ・ブルガリスとして解釈する。

そして、引用文献にはクロレラ・ブルガリスが記載されているから、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点はなく、請求項 1 に係る発明は

新規性を有しない。

[出願人の対応]

請求項 1 を「クロレラ・ブルガリス(*Chlorella vulgaris*)含有骨強化用食品組成物。」と補正すれば、用途限定の点も含めて認定されるため、新規性欠如の拒絶理由は解消する。

〔事例 33〕 用途限定(新規性がないもの)

本願明細書等	引用文献
発明の名称 血流改善用食品組成物	発明の名称 血液粘性低下用食品組成物
特許請求の範囲 【請求項 1】 成分 A を有効成分として含有する血流改善用食品組成物。	特許請求の範囲 【請求項 1】 成分 A を有効成分として含有する血液粘性低下用食品組成物。
発明の詳細な説明の抜粋 早朝空腹時に 7 名の被験者を集め、1 時間安静にした後、右手人指し指の血流量を測定した(摂取前の血流量)。次いで、成分 A を 5%含有するビスケット 30g を摂取させた。摂取 1 時間後、再度血流量を測定した(摂取後の血流量)。対照として、別の日に同じ被験者に対し、成分 A を含有しないビスケットを摂取させたときの摂取前及び摂取後の血流量を測定した。 対照に比べ、成分 A を含有するビスケットを摂取させた場合に、血流量は 1.3 倍となった。	発明の詳細な説明の抜粋 成分 A を有効成分として含有する食品組成物には、血液の粘性を低下させる効果がある。 10 名の被験者に対し、成分 A を 3%含有するソーセージ 20g を摂取させた。摂取 2 時間後に、血液粘度計測装置により、血液の粘度を測定した。 対照として、10 名の被験者に対し、成分 A を有しないソーセージ 20g を摂取させた。摂取 2 時間後に、血液粘度計測装置により、血液の粘度を測定した。 摂取前においては、両被験者群の間に粘度の差異は見られなかったものの、ソーセージ摂取後は、成分 A 含有ソーセージを摂取した群の血液粘度が有意に低下していた。

〔結論〕

請求項 1 に係る発明は、新規性を有しない。

〔説明〕

請求項 1 に係る発明の用途限定と引用文献に記載の用途限定とは表現上異なっている。しかしながら、血液粘性の低下により血流改善が必然的に生じることは出願時における技術常識である。

したがって、成分 A を有効成分として含有する血流改善用食品組成物は、引用文献に記載されているに等しい事項であるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有しない。

〔事例 34〕 用途限定(新規性があるもの)

本願明細書等	引用文献
発明の名称 塩味増強剤	発明の名称 パンの膨張剤
特許請求の範囲 【請求項 1】 成分 A を有効成分とする塩味増強剤。	特許請求の範囲 【請求項 1】 成分 A を有効成分とするパンの膨張剤。
発明の詳細な説明の抜粋 成分 A には塩味増強効果があり、食塩が通常より少ない量であっても、成分 A の配合により十分な塩味を発揮することができる。食べる者の満足感を得ることができる。本発明に基づいた減塩により、過剰に塩分を摂取することのない健康的な食習慣を達成することができる。…成分 A を用いた食品としては漬物等が挙げられる。 【実施例】 塩味増強効果は、30 名の専門パネラーが、「相対塩化ナトリウム濃度」を評価することによる官能試験により行った。 「相対塩化ナトリウム濃度」は、調製液の塩辛味が、どの濃度の塩化ナトリウム水溶液の塩辛味と同等であるかを、官能試験によって評価することにより、取得した。そして、実際の調製液中の塩化ナトリウム濃度よりも、相対塩化ナトリウム濃度の方が高い場合、塩辛味が増強されていると判定した。 上記官能試験の結果、30 名全員が成分 A を加えることにより、塩辛味が増強されていると判断した。 また、漬け物の試作品を作製し、成分 A を加えることにより、漬け物の塩化ナトリウムの添加量を低減できるか否かを調べた。試作品を用いた官能試験は、10	発明の詳細な説明の抜粋 成分 A はパンの膨張効果を有し、成分 A をパンに配合することにより、焼成前に対する焼成後の体積膨張率が 200～300%程度となる。 【実施例】 成分 A を配合したパンを製造し、焼成前に対する焼成後の体積膨張率を算出したところ、体積膨張率は250%となった。 (実施例)強力粉 100、イースト 2、水 65、食塩 2、砂糖 6、脱脂粉乳 2、油脂 5、成分A 2(単位は重量部)

名の専門パネラーが、対照区の試作品の塩辛味を「1」として相対的に評価することにより、行った。

上記官能試験の結果、塩分を含む漬け物に、成分 A を加えることにより、塩味が増強され、通常の塩辛味を発揮するに際して、成分 A を加えることにより、漬け物の塩化ナトリウムの添加量を低減できることが明らかとなった。

【結論】

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

【説明】

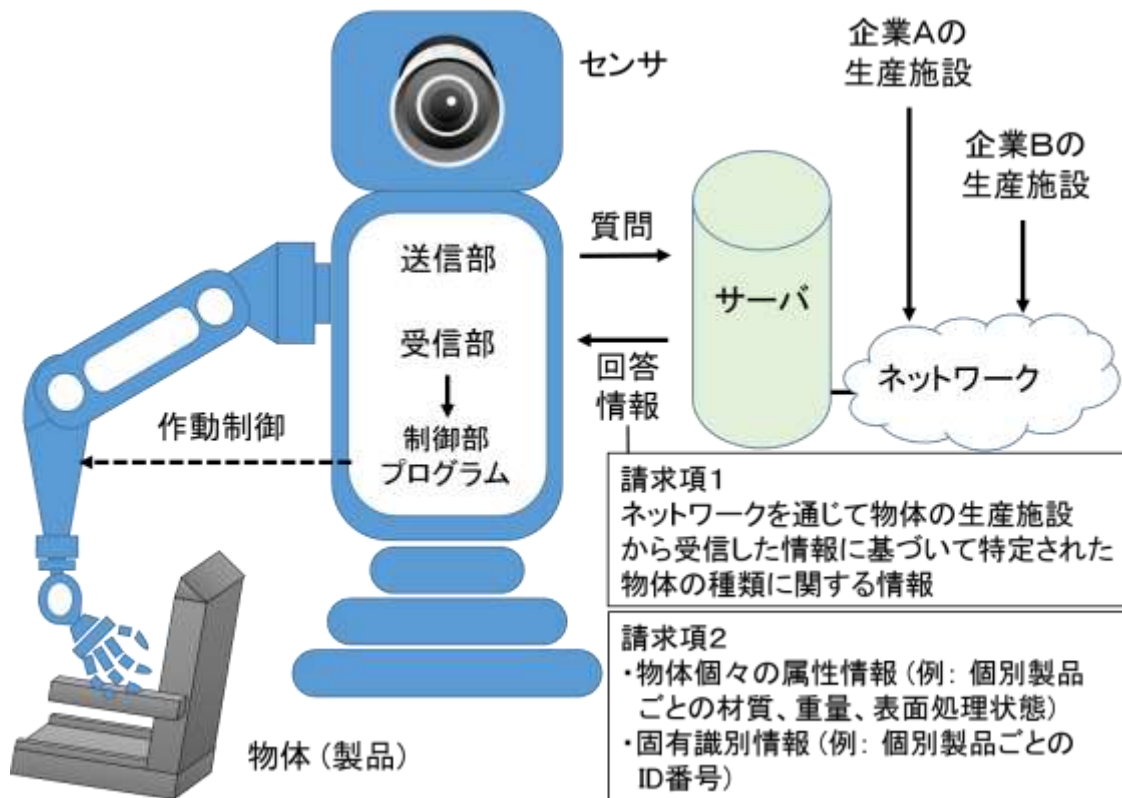
請求項 1 に係る発明と、引用文献に記載された発明とは、前者が「塩味増強剤」であり、後者は「パンの膨張剤」である点で相違する。

したがって、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有する。

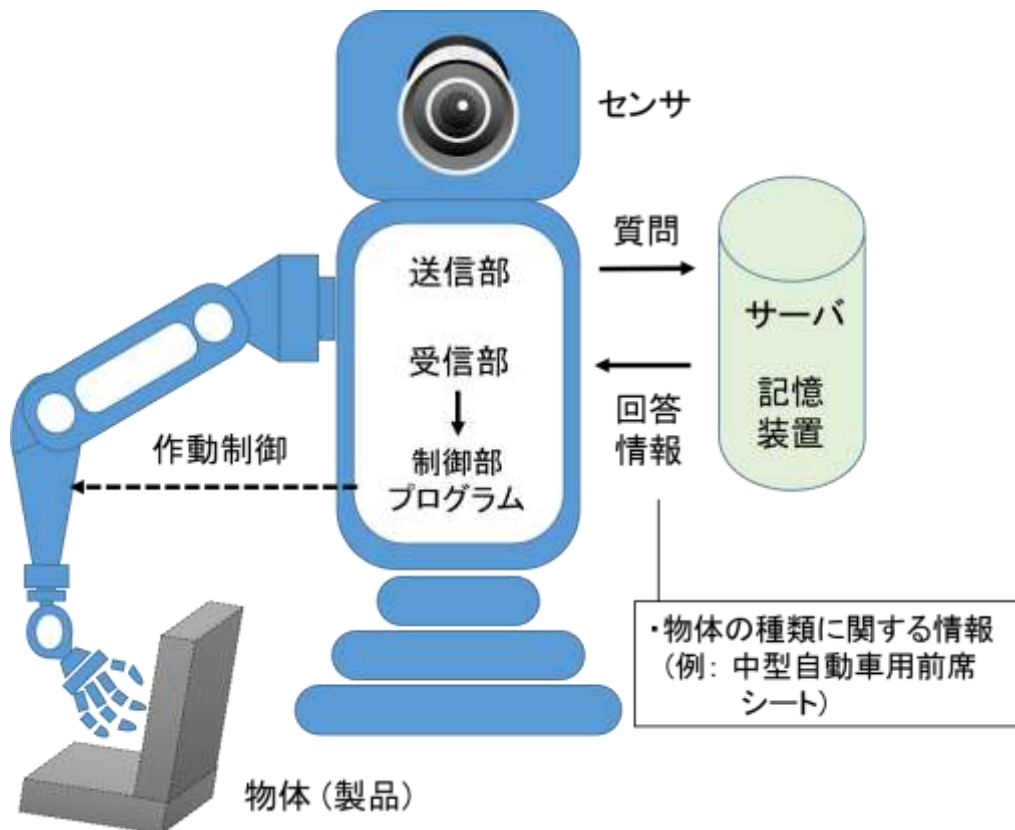
〔事例 35〕 サブコンビネーション(IoT関連技術)(新規性があるもの／ないもの)

本願明細書等	引用文献
発明の名称 ロボット装置	発明の名称 ロボット装置
特許請求の範囲 【請求項 1】 物体に対して作用するロボット装置であって、 物体を検知する少なくとも一種類のセンサと、当該センサの出力に基づいて物体に係る情報を得るための質問をサーバに送信する送信部と、前記質問に対する回答情報を前記サーバから受信する受信部と、受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部とを有し、 前記回答情報は、前記サーバにより<u>ネットワークを通じて前記物体の生産施設から受信した情報に基づいて特定された前記物体の種類に関する情報である、</u> ロボット装置。 【請求項 2】 物体に対して作用するロボット装置であって、 物体を検知する少なくとも一種類のセンサと、当該センサの出力に基づいて物体に係る情報を得るための質問をサーバに送信する送信部と、前記質問に対する回答情報を前記サーバから受信する受信部と、受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部とを有し、 前記回答情報は、前記サーバにより特定された<u>前記物体個々の属性情報及び固有識別情報を含む、</u> ロボット装置。	【請求項 1】 物体に対して作用するロボット装置であって、 物体を検知する少なくとも一種類のセンサと、当該センサの出力に基づいて物体に係る情報を得るための質問をサーバに送信する送信部と、前記質問に対する回答情報を前記サーバから受信する受信部と、受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部とを有し、 前記回答情報は、前記サーバにより特定された前記物体の種類に関する情報である、 ロボット装置。

本願の図面



引用文献の図面



発明の詳細な説明の概要

発明の解決しようとする課題

請求項 1 に係る発明の解決しようとする課題は、取り扱う物体である製品の生産施設から得られる最新の情報に基づいて製品の物体の種類をより正確に判別し、適切に取扱いを行うことができるロボット装置を提供することである。

請求項 2 に係る発明の解決しようとする課題は、取り扱う物体が、個々の仕様が異なる製品である場合であっても、個々の製品に応じた適切な取扱いや、当該製品について得た情報の報告を可能にするロボット装置を提供することである。

発明の実施の形態 1

請求項 1 に係る発明の実施の一形態において、ロボット装置は、多数の部品製造企業から種々の製品が組立用部品として納入されてくる、自動車工場のような組立工場にて、移動等の作業を行うものであり、製品をつかむ把持部及び製品の画像を取得する画像センサを有している。

当該ロボット装置において、画像センサは、そのロボット装置が取り扱おうとしている製品の形状や、製品に表示されている企業名、製品種類ごとの体系で個々の製品に振られている連続番号等の情報を画像情報として検知する。送信部は、画像センサの出力に基づき、製品の物体の種類に関する情報を得るための質問をサーバに送信する。質問には、画像情報が含まれる。

サーバは、製品を製造する各企業の生産施設におけるコンピュータ・システムとネットワークを介して接続されており、製品に関する最新の情報を当該生産施設から受信し、保有している。サーバ

発明の詳細な説明の概要

・・・当該ロボット装置において、画像センサは、そのロボット装置が取り扱おうとしている製品の形状や、製品に表示されている企業名、製品種類ごとの体系で個々の製品に振られている連続番号等の情報を画像情報として検知する。送信部は、画像センサの出力に基づき、製品の物体の種類に関する情報を得るための質問をサーバに送信する。質問には、画像情報が含まれる。

サーバは、ロボット装置から質問を受け取ると、当該質問に係る画像情報をサーバの記憶装置に記憶された情報と対比して、物体の種類を判別し、当該種類に関する情報、例えば、中型自動車用前席シートといった情報を回答情報としてロボット装置に送信する。ロボット装置は、当該回答情報に基づいて、その把持部等の作動を制御する。

がロボット装置から質問を受け取ると、画像情報を分析し、どの製品種類かを特定し、回答情報としてロボット装置に送信する。

ロボット装置においては、受信部が回答情報を受信し、制御部のプログラムが当該回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御する。

この実施の形態において、ロボット装置は、サーバがネットワークを通じて製品の生産施設から受信した情報に基づいて作動制御を行うので、最新の情報に基づいて製品の物体の種類をより正確に判別し、適切な取扱いに資することができる。

発明の実施の形態 2

請求項 2 に係る発明の実施の形態においても、ロボット装置は、実施の形態 1 と同じく、把持部、画像センサ、及び送信部を有している。

本実施形態においては、当該送信部は、画像センサの出力に基づき、個々の製品を特定して必要情報を得るための質問をサーバに送信する。

サーバは、製品を製造する各企業の生産施設におけるコンピュータ・システムとネットワークを介して接続されているとともに、各企業の製品ラインを体系的に整理した情報を時々刻々更新して保有している。サーバがロボット装置から質問を受け取ると、画像情報を分析し、個々の製品を特定して、当該製品個々の材質や重量、表面処理状態等の属性情報及び固有識別情報(全ての取扱製品にわたって体系的に付与された、個々の製品に固有の ID 番号等)を、回答情報としてロボット装置に送信する。

ロボット装置においては、受信部が回答情報を受信し、制御部のプログラムが

当該回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御する。

この実施の形態において、ロボット装置は、製品個々の材質や重量、表面処理状態等の属性情報及び固有識別情報を含む回答情報を受信し、それに基づいて自身の作動を制御するので、個々の製品に応じた適切な取扱い等を行うことができる。具体的には、製品をつかむ把持位置や把持力が個々の製品に応じた最適なものになるよう、把持部を制御することができる。製品の把持の際にロボット装置の制御部が得た情報(例えば、被把持部の剛性)は、固有識別情報を用いて送信部からサーバに送信することにより、サーバにフィードバックし、当該製品の属性情報の付加や更新を行うことができる。付加又は更新された属性情報は、自身の次回把持の際に用いられ、あるいは、サーバに接続された他のロボット装置と共有されうる。また、当該組立工場でのその後の取扱いのため、ロボット装置は、固有識別情報に基づき、当該製品に、識別記号や番号を印刷したシールを貼付したり ID タグを付したりすることができる。さらに、ロボット装置が製品の損傷等の異常を検知した場合には、固有識別情報を用いてサーバに報告することもできる。

[結論]

請求項 1 に係る発明は、新規性を有しない。

請求項 2 に係る発明は、新規性を有する。

[説明]

・請求項 1 について

ロボット装置は、当該ロボット装置とサーバとの組合せ(コンビネーション)に対し、一のサブコンビネーションに該当する。

そのロボット装置についての請求項 1 には、「前記回答情報は、前記サーバにより

ネットワークを通じて前記物体の生産施設から受信した情報に基づいて特定された前記物体の種類に関する情報である」との、他のサブコンビネーションであるサーバに関する事項が記載されている。しかしながら、その「ネットワークを通じて前記物体の生産施設から受信した情報に基づいて」との部分は、ロボット装置とは別な物であるサーバが、どこから得た情報に基づいて回答情報の特定を行っているかを記載したものにすぎず、ロボット装置のプログラム自体の相違をもたらすものではなく、ロボット装置の構造、機能等を何ら特定するものではない。

したがって、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明との間に相違点はないから、請求項 1 に係る発明は新規性を有しない。

・請求項 2 について

同じくロボット装置についての請求項 2 には、「前記回答情報は、前記サーバにより特定された前記物体個々の属性情報及び固有識別情報を含む」との、他のサブコンビネーションであるサーバに関する事項が記載されている。請求項 2 にはまた、その回答情報に関し、ロボット装置が「受信した前記回答情報に基づいてロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部」を有することが記載されている。そうすると、請求項 2 に係る発明において、ロボット装置は、物体個々の属性情報及び固有識別情報に基づいて当該ロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部を有しており、当該制御部によって個々の物体の属性情報及び固有識別情報に応じた作動をするものである。

これに対し、引用文献に記載された発明においては、「前記回答情報は、前記サーバにより特定された前記物体の種類に関する情報である」のであるから、ロボット装置は、当該回答情報との関係において、物体の種類に関する情報に基づいて当該ロボット装置の作動を制御するプログラムを備えた制御部を有しているにすぎず、個々の物体の属性情報及び固有識別情報に応じた作動をするものではない。

このように、請求項 2 に係るロボット装置は、引用文献に記載されたロボット装置とは異なるプログラムを備えており、異なる作動をするものである。

したがって、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項 2 に係る発明は新規性を有する。

〔事例 36〕 サブコンビネーション(IoT関連技術)(新規性があるもの)

本願明細書等

発明の名称

水処理装置

特許請求の範囲

【請求項 1】

原水に含まれる汚濁物質を除去して処理水を製造する水処理装置であって、

可変に設定される周期日数で逆洗浄プロセスを実行する手段と、

前記水処理装置に導入される原水の汚濁物質濃度を検出する濃度検出センサと、

前記検出した汚濁物質濃度を、通信可能に接続された遠隔制御サーバに送信する手段と、

を備え、

前記遠隔制御サーバは、同一の原水ライン上の複数の水処理装置から送信された複数の汚濁物質濃度に基づいて、従前の周期日数を更新するための新たな周期日数を算出し、前記水処理装置に送信することを特徴とする、

水処理装置。

引用文献

発明の名称

水処理装置

【請求項 1】

原水に含まれる汚濁物質を除去して処理水を製造する水処理装置であって、

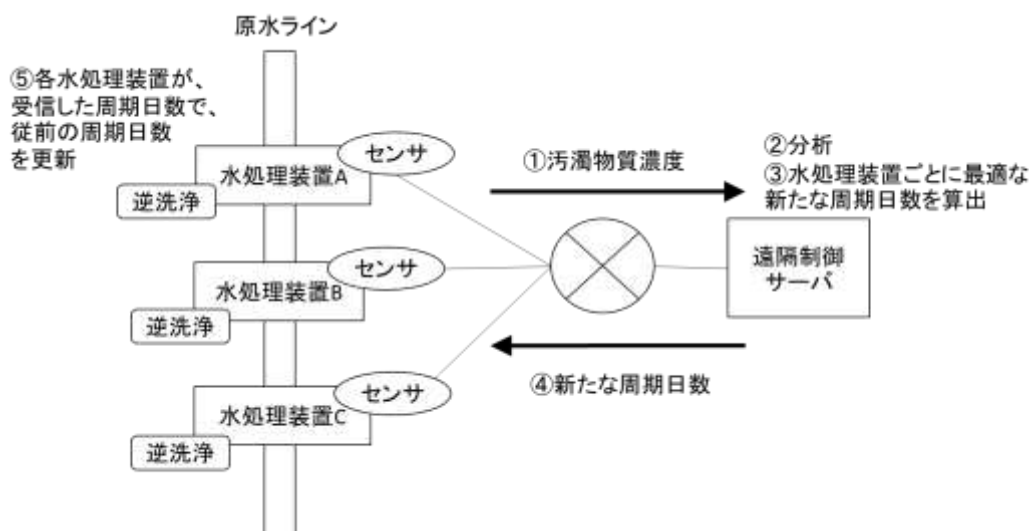
可変に設定される周期日数で逆洗浄プロセスを実行する手段と、

前記水処理装置に導入される原水の汚濁物質濃度を検出する濃度検出センサと、

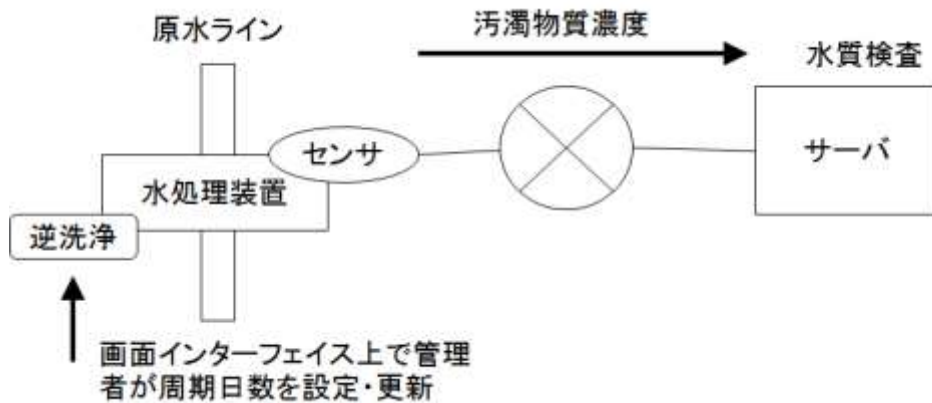
前記検出した汚濁物質濃度を、通信可能に接続されたサーバに送信する手段と、

を備えることを特徴とする、水処理装置。

本願の図面



引用文献の図面



発明の詳細な説明の概要

水処理装置は、地下水等の原水に含まれる汚濁物質を濾材床により捕捉して処理水を製造する。水処理装置においては、処理水を製造するにつれて濾材床の汚濁物質の捕捉能力が低下するため、一定のタイミングで逆洗浄プロセスを実行する必要がある。逆洗浄プロセスを実行する周期日数は、原水の水質に変動が生じた場合に更新できることが望ましい。

本願においては、水処理装置は、可変の周期日数で逆洗浄プロセスを実行するが、その周期日数は、遠隔制御サーバから新たな周期日数が送信された場合には更新される。

水処理装置は、濃度検出センサによって取得した原水の汚濁物質濃度を、遠隔制御サーバに送信する。遠隔制御サーバにおいては、同一の原水ライン上に存在する複数の水処理装置から送信された複数の汚濁物質濃度を集積し、分析する。当該分析により、当該原水ラインの水質に変動が生じたと判定した場合は、汚濁物質濃度と各水処理装置の仕様情報とを含む特定の計算式により、水処理装置ごとに最適な新たな周期日数を算出する。そして遠隔制御サーバは、当該算出された水処理装置ごとの新たな周期日数を、

発明の詳細な説明の概要

水処理装置は、地下水等の原水に含まれる汚濁物質を濾材床により捕捉して処理水を製造する。

水処理装置が逆洗浄プロセスを実行する周期日数については、水処理装置の管理者が適宜設定及び更新可能である。水処理装置は画面インターフェイスを備えており、管理者は当該画面インターフェイス上で、周期日数を設定及び更新できる。

また、水処理装置は、濃度検出センサによって取得した原水の汚濁物質濃度をサーバに送信することもできる。サーバでは、その汚濁物質濃度を分析し、水質検査に役立てる。

各水処理装置に更新させるために送信する。

水処理装置においては遠隔制御サーバから、当該新たな周期日数を受信すると、従前設定されている周期日数を当該新たな周期日数に更新し、以後更新された周期日数に従って、逆洗浄プロセスを実行する。

【結論】

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

【説明】

請求項 1 は、「水処理装置」の発明であるところ、「前記遠隔制御サーバは、同一の原水ライン上の複数の水処理装置から送信された複数の汚濁物質濃度に基づいて、従前の周期日数を更新するための新たな周期日数を算出し、前記水処理装置に送信する」との、他のサブコンビネーションである「遠隔制御サーバ」に関する事項が記載されている。

出願時の技術常識、及び「水処理装置においては遠隔制御サーバから、当該新たな周期日数を受信すると、従前設定されている周期日数を当該新たな周期日数に更新し、以後更新された周期日数に従って、逆洗浄プロセスを実行する」との発明の詳細な説明の記載を考慮すると、上記他のサブコンビネーションに関する事項は、水処理装置が遠隔制御サーバから周期日数を受信する手段を有するという点で水処理装置を特定しているから、水処理装置についてそのような特定がなされているものとして請求項 1 に係る発明を認定する。

したがって、請求項 1 に係る発明は、引用文献に記載された、サーバに汚濁物質濃度を送信するのみであって、周期日数を受信する手段を有しない水処理装置の発明と相違するから、新規性を有する。

〔事例 37〕 サブコンビネーション(IoT関連技術)(新規性があるもの／ないもの)

本願明細書等

発明の名称
健康管理システム、端末装置

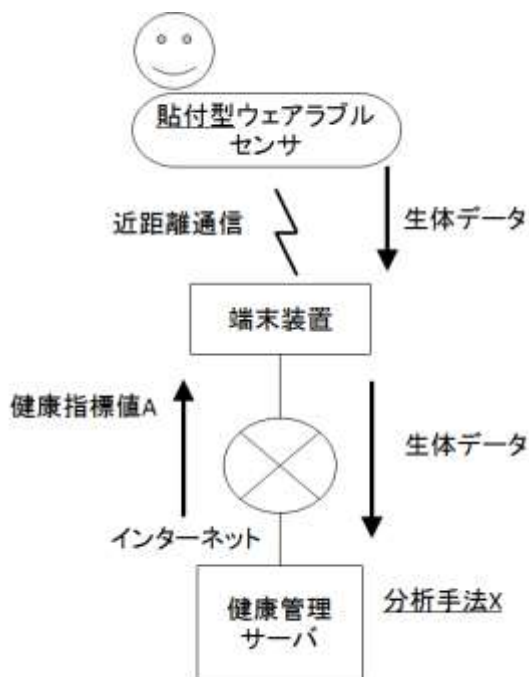
特許請求の範囲
【請求項 1】
 ウェアラブルセンサ、健康管理サーバ、端末装置から構成される健康管理システムであって、
 前記ウェアラブルセンサは、
人体の肌に張り付ける貼付型であり、
 装着者の体温、心拍数を含む生体データを測定する手段と、
 前記生体データを前記端末装置へ送信する手段と、を有し、
 前記端末装置は、
 前記生体データを前記ウェアラブルセンサから受信する手段と、
 前記受信した生体データを定期的に集約して前記健康管理サーバに送信する手段と、
 前記健康管理サーバから受信した健康指標値 A を受信する手段と、
 前記健康指標値 A を画面上に表示する手段と、を有し、
 前記健康管理サーバは、
 前記端末装置から受信した前記生体データを分析手法 Xによって分析することで前記装着者の健康指標値 A を算出する手段と、
 前記算出した健康指標値 A を前記端末装置へ送信する手段と、を有する、
 ことを特徴とする、健康管理システム。
【請求項 2】
 請求項 1 記載の健康管理システムに用いられる端末装置。

引用文献

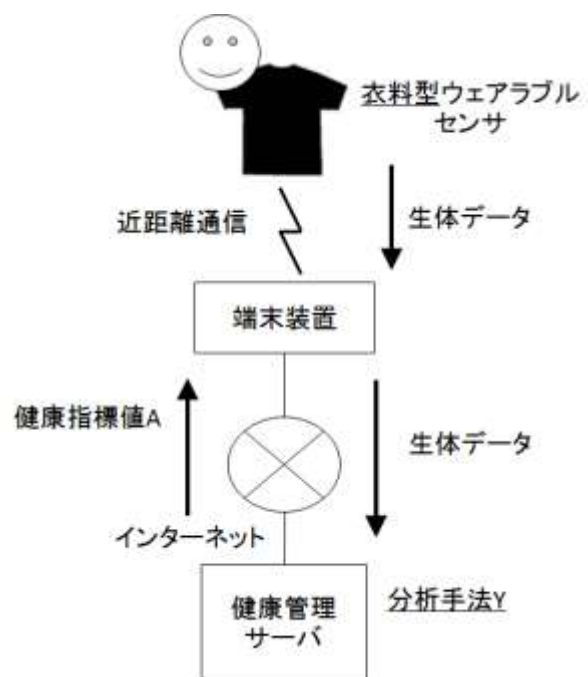
発明の名称
...

【請求項 1】
 ウェアラブルセンサ、健康管理サーバ、端末装置から構成される健康管理システムであって、
 前記ウェアラブルセンサは、
装着者が着用する衣料型であり、
 装着者の体温、心拍数を含む生体データを測定する手段と、
 前記生体データを前記端末装置へ送信する手段と、を有し、
 前記端末装置は、
 前記生体データを前記ウェアラブルセンサから受信する手段と、
 前記受信した生体データを定期的に集約して前記健康管理サーバに送信する手段と、
 前記健康管理サーバから受信した健康指標値 A を受信する手段と、
 前記健康指標値 A を画面上に表示する手段と、を有し、
 前記健康管理サーバは、
 前記端末装置から受信した前記生体データを分析手法 Yによって分析することで前記装着者の健康指標値 A を算出する手段と、
 前記算出した健康指標値 A を前記端末装置へ送信する手段と、を有する、
 ことを特徴とする、健康管理システム。

図面



図面



(補足説明)

本願発明と、引用文献に記載された発明との対比において、端末装置とウェアラブルセンサとの間、端末装置と健康管理サーバとの間での通信方式に相違点はない。

[結論]

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

請求項 2 に係る発明は、新規性を有しない。

[説明]

・請求項 1 について

「健康管理システム」を構成するウェアラブルセンサの種類、及び健康管理サーバにおける分析手法において、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明とは相違する。

したがって、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有する。

・請求項 2 について

請求項 2 は請求項 1 を引用した「端末装置」の発明であるところ、その請求項 1 には、ウェアラブルセンサが「人体の肌に張り付ける貼付型であり、装着者の体温、心拍数を含む生体データを測定する手段と、前記生体データを前記端末装置へ送信する手段と、を有する」との、また健康管理サーバが「前記端末装置から受信した前記生体データを分析手法 X によって分析することで前記装着者の健康指標値 A を算出する手段と、前記算出した健康指標値 A を前記端末装置へ送信する手段と、を有する」

との、他のサブコンビネーションである「ウェアラブルセンサ」及び「健康管理サーバ」に関する事項が記載されている。

しかしながら、請求項 2 に係る端末装置の有する機能は、ウェアラブルセンサから受信した生体データを定期的に集約して健康管理サーバに送信することと、健康管理サーバから受信した健康指標値 A を表示することのみであり、ウェアラブルセンサの種類や健康管理サーバにおける分析手法は、端末装置の構造、機能等を何ら特定するものではない。

請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明とを対比すると、上記の他のサブコンビネーションに関する事項において、記載上、表現上の差異があるものの、両者はウェアラブルセンサから受信した生体データを定期的に集約して健康管理サーバに送信し、健康管理サーバから受信した健康指標値 A を表示する機能を有する端末装置である点で一致しているから、端末装置の構造、機能等において差異はない。そして、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明との間に、他に相違点はないから、請求項 2 に係る発明は新規性を有しない。

〔事例 38〕 サブコンビネーション(IoT関連技術)(新規性があるもの／ないもの)

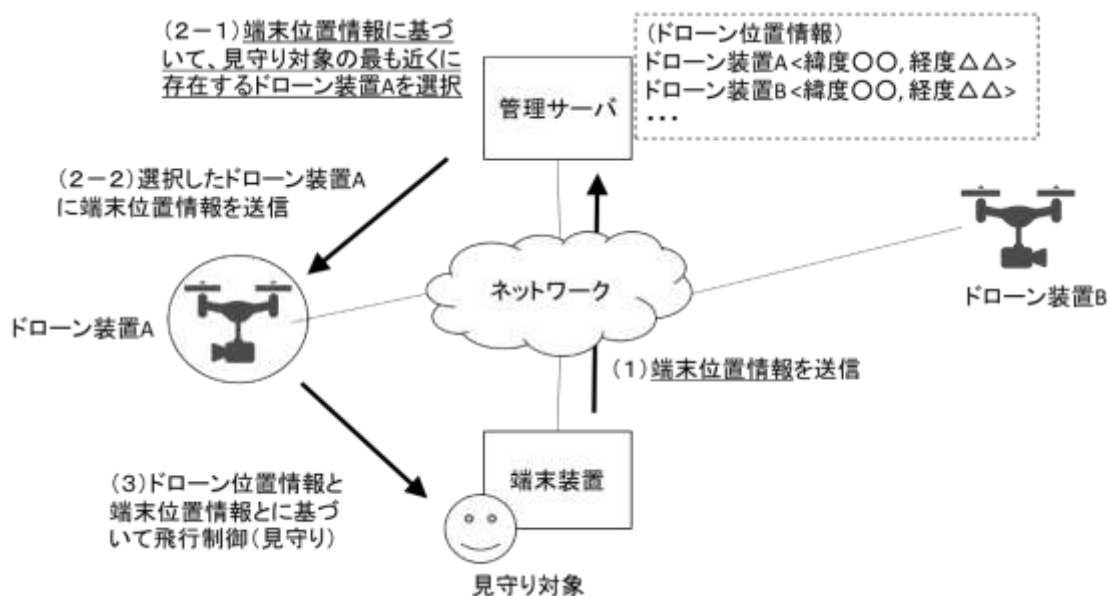
本願明細書等	引用文献
発明の名称 ドローン見守りシステム、ドローン装置	発明の名称 ...
特許請求の範囲 【請求項 1】 三次元移動が可能なドローン装置によって、見守り対象を見守るドローン見守りシステムであって、 複数の前記ドローン装置と、前記見守り対象に携帯される端末装置と、通信ネットワークを介して前記ドローン装置及び前記端末装置と接続される管理サーバとから構成され、 前記端末装置は、 現在位置を端末位置情報として取得し、前記管理サーバへ送信する手段を備え、 前記管理サーバは、 前記端末装置から受信した前記端末位置情報に基づいて、前記見守り対象の最も近くに存在するドローン装置を選択する手段と、前記選択したドローン装置に前記端末位置情報を送信する手段とを備え、 前記ドローン装置は、 自機の現在位置をドローン位置情報として取得する手段と、前記管理サーバから、前記端末位置情報を受信する手段と、前記ドローン位置情報と前記端末位置情報とに基づいて、自機の飛行制御を行う手段とを備えることを特徴とする、ドローン見守りシステム。 【請求項 2】 通信ネットワークを介して管理サーバと接続され、三次元移動が可能なドローン装置であって、 自機の現在位置をドローン位置情報として取得する手段と、前記管理サーバから、端末位置情報を受信する手段と、前記	

ドローン位置情報と前記端末位置情報とに基づいて、自機の飛行制御を行う手段とを備え、

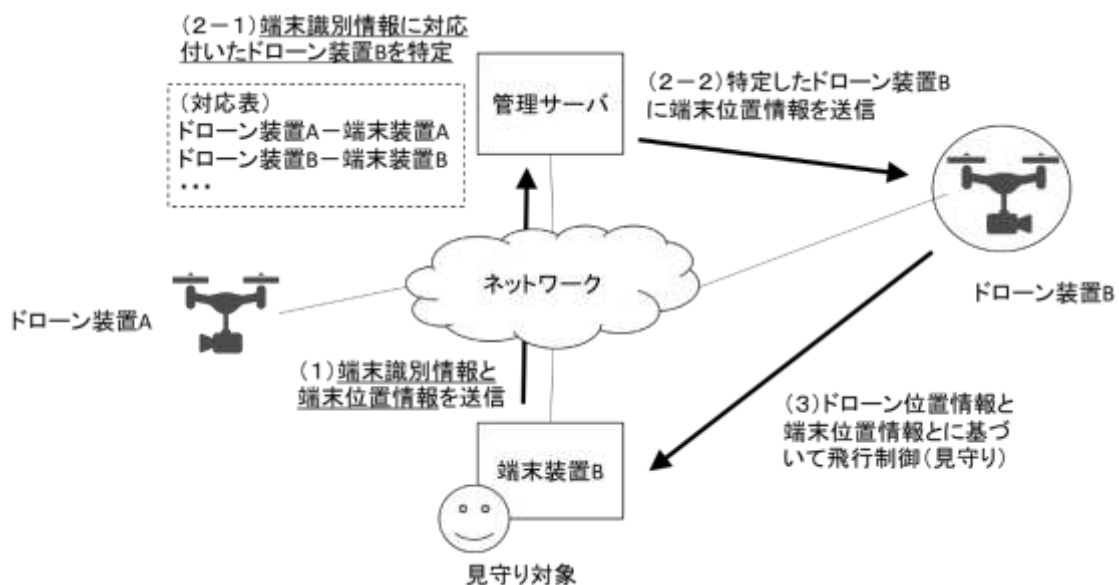
前記管理サーバは、

見守り対象の端末装置から受信した端末位置情報に基づいて、前記見守り対象の最も近くに存在するドローン装置を選択する手段と、前記選択したドローン装置に前記端末位置情報を送信する手段とを備えることを特徴とする、ドローン装置。

本願の図面



引用文献の図面



発明の詳細な説明の概要

本発明は、自律飛行可能な無人飛行体（ドローン装置）を活用して子供やお年寄りを見守る、ドローン見守りシステムに関する。

本発明のドローン見守りシステムは、複数のドローン装置、見守り対象である子供やお年寄りが携帯する端末装置、及び管理サーバから構成される。ドローン装置は、撮像手段や各種センサを備え、見守り対象の異常を検知し、必要に応じて周囲にその異常を報知する手段をも有する。また、ドローン装置は地理的に異なる位置にあらかじめ複数配置され、本システムの利用者の間で共用されるものである。そして管理サーバは、各ドローン装置の位置情報を有している。

本システムの動作を説明する。

(1)端末装置は、自装置の現在位置を端末位置情報として取得し、継続的に管理サーバへ送信する。

(2-1)管理サーバは、受信した端末位置情報に基づいて、見守り対象の最も近くに存在するドローン装置を選択する。

(2-2)管理サーバは、当該選択したドローン装置に対し、端末装置から受信する前記端末位置情報を継続的に送信する。

(3)ドローン装置は、自機の現在位置として取得するドローン位置情報と、管理サーバから継続的に受信する前記端末位置情報とに基づいて、自機の飛行制御を行う。具体的には、見守り対象を適切に見守るために、見守り対象から一定の距離、高度を保って自律飛行するように飛行制御を行う。

[結論]

請求項 1 に係る発明は、新規性を有する。

請求項 2 に係る発明は、新規性を有しない。

発明の詳細な説明の概要

本発明は、自律飛行可能な無人飛行体（ドローン装置）を活用して子供やお年寄りを見守る、ドローン見守りシステムに関する。

本発明のドローン見守りシステムは、複数のドローン装置、見守り対象である子供やお年寄りが携帯する端末装置、及び管理サーバから構成される。ドローン装置は、撮像手段や各種センサを備え、見守り対象の異常を検知し、必要に応じて周囲にその異常を報知する手段をも有する。また、管理サーバにおいては、一の端末装置に一のドローン装置を対応付けて管理している。

本システムの動作を説明する。

(1)端末装置が自装置の識別情報を管理サーバへ送信する。続いて自装置の現在位置を端末位置情報として取得し、継続的に管理サーバへ送信する。

(2-1)管理サーバは、受信した端末装置の識別情報に対応付けられたドローン装置を特定する。

(2-2)管理サーバは、当該特定したドローン装置に対し、端末装置から受信する前記端末位置情報を継続的に送信する。

(3)ドローン装置は、自機の現在位置として取得するドローン位置情報と、管理サーバから継続的に受信する前記端末位置情報とに基づいて、自機の飛行制御を行う。具体的には、見守り対象を適切に見守るために、見守り対象から一定の距離、高度を保って自律飛行するように飛行制御を行う。

〔説明〕

・請求項 1 について

「ドローン見守りシステム」を構成する管理サーバが、請求項 1 に係る発明は「受信した端末位置情報に基づいて、見守り対象の最も近くに存在するドローン装置を選択する」ものであるのに対して、引用文献に記載された発明は「受信した端末装置の識別情報に対応付けられたドローン装置を特定する」ものである点において、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明とは相違する。

したがって、請求項 1 に係る発明と引用文献に記載された発明との間には相違点があるから、請求項 1 に係る発明は新規性を有する。

・請求項 2 について

請求項 2 は、「ドローン装置」の発明であるところ、「管理サーバは、見守り対象の端末装置から受信した前記端末位置情報に基づいて、前記見守り対象の最も近くに存在するドローン装置を選択する手段と、前記選択したドローン装置に前記端末位置情報を送信する手段とを備える」との、他のサブコンビネーションである「管理サーバ」に関する事項が記載されている。

しかしながら、管理サーバがどのような基準に基づいて、見守り対象を見守るドローン装置を選択するかは、請求項 2 に係るドローン装置の構造、機能等に何ら影響を及ぼすものではないから、上記他のサブコンビネーションに関する事項は、ドローン装置の構造、機能等を何ら特定するものではない。

請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明とを対比すると、上記の他のサブコンビネーションに関する事項において、記載上、表現上の差異があるものの、ドローン装置の構造、機能等において差異はない。そして、請求項 2 に係る発明と引用文献に記載された発明との間に、他に相違点はないから、請求項 2 に係る発明は新規性を有しない。